

仲裁判断の承認執行

東京高裁令和 6 年 10 月 1 日決定
(令和 6 年(ラ)第 149 号：執行許可決定に対する執行抗告事件)
(公刊物未登載)

弁護士
三宅 淳
みやけ あつし

目次

事実の概要	1
決定要旨	2
解説	3
1 法源の適用関係 (①)	3
(1) 国内法との整合性	3
(2) 国際標準との調和	5
(3) 運用上の実効性	6
(4) 仲裁法とニューヨーク条約の関係	8
(5) 裁判例	13
2 執行拒否事由	15
(1) 1 号 (仲裁合意の無効) (②)	15
(2) 7 号 (仲裁判断の未確定) (③)	16
(3) 9 号 (公序良俗違反) (④)	17
(4) 実質的再審査の禁止	18
(5) 裁判例	21
3 国際訴訟競合 (⑤)	22
4 その他の問題	23
(1) 主文	23
(2) 債務名義・執行文	24
(3) 審理期間	25
(4) 証人尋問・当事者尋問	26
(5) 仲裁合意の訳文	26
5 まとめ	27
全文	28
本決定	28
別紙即時抗告申立書	29
原決定	32
別紙終局判断	35
別紙一部終局判断	35

事実の概要

米国法人 X (申立人・相手方) は、エネルギー事業の譲渡契約 (「本件契約」) に関する紛争について、日本法人 Y (被申立人・抗告人) および米国法人 Z を仲裁被申立人、仲裁地を米国ニューヨーク市として、米国仲裁協会国際紛争解決センターに仲裁を申し立てた。仲裁廷は、Y が連帯して X に 271 万 1807.71 米ドルおよび 2022 年 12 月 10 日から支払済みまで 1 日当たり 541.38 米ドルを支払うよう命じる仲裁判断 (「本件仲裁判断」) をくだした。そこで、X が、仲裁法 46 (民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 [令和 5 年法律第 53 号] 施行後 [以下「令 5 法 53 改正後」という] の 48) 条 1 項に基づき、本件仲裁判断の執行決定を申し立てたところ、第 1 審は執行を許可する決定 (東京地決令和 5・12・21 公刊物未登載 [令和 5 年(仲)第 2 号]) をくだした。本件は、その抗告審である。

第 1 審における争点は、本件契約が詐欺的取引であること等を理由とする本件仲裁判断の公序良俗違反の有無 (仲裁 45 [令 5 法 53 改正後の 47] 条 2 項 9 号) (④) であった。抗告審において、Y 代理人の変更もあり、いくつかの主張が追加された。第 1 に、X は米国裁判所にも本件仲裁判断の確認 (執行許可) を申し立てており、国際訴訟競合が生じているから、本申立ては、民事訴訟法 3 条の 9 に基づき、特別の事情により却下または中止されるべきである (⑤)、第 2 に、本件仲裁判断の承認執行には日米友好通商航海条約 (日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約) が適用されるところ、本件仲裁判断は米国における確認を得ていないから、同条約 4 条 2 項の要件 (「判断がされた地の法令に基いて……執行することができるもの」) を満たさない (①)、第 3 に、仲裁合意を含む本件契約に署名したのは取締役 C であるところ、C は Y の代表権 (代理権) がないから、仲裁合意は無効である (仲裁 45 [令 5 法 53 改正後の 47] 条 2 項 1 号) (②)、第 4 に、本件仲裁判断は、米国における確認を得ていないから未確定である (同項 7 号) (③) という各主張である。

なお、日本と米国は、日米友好通商航海条約を締結(1953年)しているほか、ニューヨーク条約(外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約)の締約国(日米間で1970年発効)である。

決定要旨

抗告棄却。

1 法源の適用関係 (①)

「ニューヨーク条約7条1項は、……と規定しているところ、ニューヨーク条約は、外国仲裁判断の承認、執行を円滑にすることを目的としているものと解されるから、これは、外国仲裁判断の承認及び執行を求める当事者において、より制限的でない仲裁判断が援用される国の法令又は条約を選択することを認めたものというべきである。そうすると、アメリカ合衆国においてされた仲裁判断の執行を日本において行う場合、日米友好通商航海条約、ニューヨーク条約及び日本の仲裁法のうち、同仲裁判断の承認及び執行を求める者が最も制限的ではないとして選択した条約ないし仲裁法を適用すべきである。

したがって、本件仲裁判断に基づく執行手続には、Xがその適用を主張する日本の仲裁法が適用されるというべきである。」

2 執行拒否事由

(1) 1号(仲裁合意の無効) (②)

「記録及び審尋の全趣旨によれば、Cは、Yの担当者として、本件仲裁合意を含む本件契約の締結に向けてのXとの交渉を行っていたところ、Y代表者〔B〕は、同交渉に関してCとX担当者との間で送受信されたメールを受信していたが、Cの上記交渉について異議等を述べていないこと、Yは本件契約によってXから譲り受けた事業を18か月間運営したことが認められ、同事実からすると、Cは、Yから、本件仲裁合意を締結する代理権を授与されていたものと認められるから、Yの上記主張を採用することはできない。」

(2) 7号(仲裁判断の未確定) (③)

「Yは、Xは、アメリカ合衆国において、連邦仲裁法207条に基づき本件仲裁判断の確認の申立てをしており、同手続は確定していない旨主張するが、本件仲裁合意においては、仲裁判断は上訴又は再審の対象とならない旨合意されているから(本件契約11.22条)、本件仲裁判断が確定していないということはでき〔ない〕」

(3) 9号(公序良俗違反) (④)

本決定は、この争点について、原決定の理由を引用した。以下は、原決定の要旨である。

「Yは、本件契約書が写しであること及び本件契約書の署名を行った者がB、Cのいずれであるのかを特定せずに本件契約の成立を認定した点をもって公序良俗違反にあたと主張する。……結局のところ、Yの主張は、Yによる本件契約の締結を認定した本件仲裁廷の事実認定の不当を述べるものにすぎない。」

「仮にE〔実質的な譲渡対象である日本法人〕に対して行政処分がされる蓋然性があることをXが認識しており、そのことをYに伝えなかったとしても、そのような事情があることは、我が国においては、取引の相手方の保護の観点から、本件契約に係る意思表示が詐欺によるものであり、契約が取り消されるかどうかという問題として取り扱われるものであり、直接公の利益にかかわるものではない。」

「一件記録によれば、上記主張は本件仲裁事件において提出されなかった新たな主張であり、本件仲裁判断も本件契約が詐欺によるものであるかどうかについて判断していないことが認められ、したがって、上記の主張は本件仲裁判断の内容に直接関わるものではない。」

3 国際訴訟競合 (⑤)

国際訴訟競合の主張に対する判断であることを明示していないものの、「Yが主張する上記事実〔米国において本件仲裁判断の確認申立が係属中である事実〕が仲裁法上の執行決定をする上で支障となるとも認められない。」

解説

1 法源の適用関係 (①)

仲裁法は、仲裁地が日本国内であるか否かを問わず、仲裁判断を日本で承認執行する場合に適用される（仲裁 45〔令5法53改正後の47〕条1項かつ書、3条3項）。ニューヨーク条約は、仲裁地を締約国（例えば、米国）とする仲裁判断を他の締約国（例えば、日本）で承認執行する場合に適用される（NY条約1条1項、同条3項前段）¹⁾。日米友好通商航海条約は、日米両国の国民・法人間の仲裁合意に基づく仲裁判断を締約国（日本または米国）で承認執行する場合に適用される（日米友好通商航海条約4条2項）。本件において、仲裁地は米国ニューヨーク市、Xは米国法人、Yは日本法人であるから、仲裁法、ニューヨーク条約、そして日米友好通商航海条約が適用され得る。そうすると、いずれが優先して適用されるのが問題になる。

この問題は、一般に、条約が国内法に優先すると解されたうえで（憲98条2項参照）、日米友好通商航海条約のように、他の条約との優先関係を定める条項を有さず、かつ、締約国間でニューヨーク条約が発効する前に締結されている二国間条約の場合、もっぱら、ニューヨーク条約7条1項の解釈の問題として扱われている。7条1項は次のように定めている。

この条約の規定は、締約国が締結する仲裁判断の承認及び執行に関する多数国間又は二国間の合意の効力に影響を及ぼすものではなく、また、仲裁判断が援用される国の法令又は条約により認められる方法及び限度で関係当事者が仲裁判断を利用するいかなる権利をも奪うものではない。²⁾（公定訳）

この文言をそのまま読むと、仲裁判断の承認執行を定める他の条約も有効であり、当事者は、いずれの条約または国内法によっても承認執行を求めることができる、と読むことができる。しかし、本決定は、ニューヨーク条約の目的

が「外国仲裁判断の承認、執行を円滑にすること」であると指摘したうえで、7条1項は「外国仲裁判断の承認及び執行を求める当事者において、より制限的でない仲裁判断が援用される国の法令又は条約を選択することを認めたものというべきである」と判示した。文言から「より制限的でない」という要件を読みとれない以上、本決定は、目的論的に条文を解釈したといえる。

本決定が定立したこの準則は、国内法との整合性、国際標準との調和、そして運用上の実効性という3つの観点から優れている。以下、それぞれの点について解説する。

(1) 国内法との整合性

仲裁判断の承認執行を定める国内法として仲裁法がある。そして、仲裁法は、ニューヨーク条約が申立要件として仲裁合意の原本または謄本の提出を求めているにも関わらず（NY条約4条1項(b)）、それらを求めている（仲裁46〔令5法53改正後の48〕条2項）。この点において、仲裁法とニューヨーク条約は矛盾抵触し、一見すると、仲裁法はニューヨーク条約に違反している。それにも関わらず、本決定のように、ニューヨーク条約7条1項が「より制限的でない」国内法の適用を認めていると解釈する限り、仲裁法はニューヨーク条約に違反していない、といえる。

現に、仲裁法の立案者は、この解釈を前提に申立要件を緩和している。仲裁法の立案過程に仲裁検討会の事務局として参加した近藤昌昭（司法制度改革推進本部事務局参事官。肩書は当時）らは、『仲裁法コンメンタール³⁾』（2003）（「コンメンタール」）において、次のように説明している。

この点〔申立要件が異なる点〕については、ニューヨーク条約は、各締約国が仲裁判断の承認及び執行について遵守すべきルールを設定したものであるが、国内法で別の規律を定めることは、同条約には反しないとしている（同条約第7条第1項）。⁴⁾（〔〕内原著、〔〕内筆者、下線筆者。以下同じ）

¹⁾ 日本はニューヨーク条約1条3項前段に基づく留保宣言をしている（昭和36年7月14日外務省告示第112号参照）。

²⁾ “The provisions of the present Convention shall not affect the validity of multilateral or bilateral agreements concerning the recognition and enforcement of arbitral awards entered into by the Contracting States nor deprive any interested party of any right he may have to avail himself of an arbitral award in the manner and to the extent allowed by the law or the treaties of the country where such award is sought to be relied upon”. 英語のほか、中国語、フランス語、ロシア語そしてスペイン語が正文である（NY条約16条1項）。

³⁾ 近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタール』（商事法務、2003）。

⁴⁾ コンメンタール271頁。

コンメンタールは、上記一文に続いて、7条1項の条文を引用する以上の説明をしていないが、仲裁法の立案過程の議論を見ればその意味しているところは明らかである。第4回仲裁検討会（2002年4月22日）の議事録⁵⁾に次のやり取りがある。

座長⁶⁾「〇〇委員に伺いたいんですが、ニューヨーク条約は、仲裁合意書の提出を求めていますね。ドイツや日本がそれを要らないというふうに言うと、これは条約違反にならないんですか。それはどこから読むんですか。」

委員「条約には、直接の明文はなかったかと思いますが、解釈として、条約が定めた要件よりも緩やかな要件を各国が規定することは妨げないという解釈が一般的かと思います。」

座長「3条に、国内法よりも、国際仲裁判断の承認について重い要件を課してはいけないというのは明文で書いてあるんです。」

だから、国内法よりも国際仲裁の承認を重くしてはいけない。しかし、同じにするという場合に、4条で合意の書面を要求している条約に違反しないというのは、どこから来るんですか。」

委員「ニューヨーク条約7条1項の後段の規定がございしますが、『仲裁判断が援用される国の法令又は条約により認められる方法及び限度で関係当事者が仲裁判断を利用するいかなる権利をも奪うものではない』ということですから、国内法で、今の要件の問題が含まれるかどうかというのは若干疑義がありますけれども、国内法でそういった定めがあれば、それを使って仲裁判断の執行を求めることができるんだというのが7条1項から導き出される余地はあると思います。」

同様に、第10回仲裁検討会（2002年11月7日）の議事録に次のやり取りがある。

中村委員⁷⁾「私は、今の仲裁契約書の提出手続というのは排除することで賛成いたします。恐らく、三木先生がおっしゃられましたのに加えて、ニューヨーク条約には7条という規定がありますので、7条を使って国内法による執行ということもできますので、したがってその規定がこれに当たるということで、ニューヨーク条約との抵触関係は生じないというふうに理解しております。」

青山座長「手続規定の一部と見るということですね。」

中村委員「7条の more favorable right provision、そちらに当たるのだらうと思います。」

このように、仲裁法の立案過程の議論を見れば、コンメンタールが、7条1項がより制限的でない国内法の適用を認めているという解釈を前提としたうえで、申立要件を緩和する根拠として同条項を引用していることは明らかである。

なお、仲裁法の申立要件の緩和について、異なる議論もあり得る。例えば、第10回の青山発言（「手続規定の一部と見るということですね」）は、ニューヨーク条約3条1文を根拠とする議論を指している。つまり、申立要件は一般に手続要件と言い得るところ、3条1文は、「各締約国は、次の諸条に定める条件の下に、仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従って執行するものとする」と定めている。そうすると、国内法の手続規則によりニューヨーク条約と異なる申立要件の規律を定めることができる、と解釈し得るのである。もっとも、3条1文は「次の諸条に定める条件の下に」という前提条件を付しており、論理的には「次の諸条」である4条の申立要件は「手続規則」からは除外されるから、そのような解釈はとれない。また、3条2文を根拠と

⁵⁾ 鹿児島大学司法政策教育研究センターのウェブサイトによると、司法制度改革関連の議事録等が掲載されていた内閣府首相官邸のウェブページは既に削除されているが、同センターがページを復元したうえで、公開している。

https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/shihouseido_content/sihou_suishin/kentoukai/04tyusai.html（2025年5月19日最終閲覧）

⁶⁾ 座長・委員の別を除いて、議事録に発言者名を記載しない方針がとられた。したがって、文中の〇〇も原文ママ。なお、座長は青山善充。

⁷⁾ 第10回仲裁検討会以降、発言者名を記載する方針が変わった。なお、中村委員は中村達也、文中の「三木先生」は三木浩一。

する議論もあり得る。3条2文は、「この条約が適用される仲裁判断の承認又は執行については、内国仲裁判断の承認又は執行について課せられるよりも実質的に厳重な条件又は高額の手数料若しくは課徴金を課してはならない」と定めているから、内国仲裁判断の申立要件がニューヨーク条約の要件よりも緩やかである場合、3条2文に従って外国仲裁判断の承認執行の申立要件を内国仲裁判断に合わせた結果、ニューヨーク条約の要件と矛盾抵触したのであれば条約に反しない、という議論である⁸⁾。これに対し、第4回の2番目の座長(青山)発言(「3条に……どこから来るんですか」)は、3条(2文)に従って内国仲裁判断と外国仲裁判断の条件を同じにするのは良いとして、その結果4条の条件と異なった場合、やはり4条違反になるのではないかという先回りした反論になっている。結局、中村発言のとおり、7条1項を根拠とするのが妥当である。

そして、青山がコンメンタールを仲裁法の「立法者意思⁹⁾を明確に伝える書物」と位置づけていることから¹⁰⁾、立法者が、7条1項がより制限的でない国内法の適用を認めていると解釈していることは明らかである。そのうえで、本決定が定立した準則も、より制限的でない法律を選択することを認めているのであるから、そのような法律がニューヨーク条約違反でないことを前提としており、国内法との整合性を維持することに成功している。

(2) 国際標準との調和

ニューヨーク条約7条1項の解釈について、日本における最初期の説明に、阿川清道(法務省民事局第二課長。肩書は当時)の「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約について(下)¹¹⁾」(1961)がある。日本政府代表代理の立場で同条約の締結交渉に参加した阿川は、次のように書いている。

この条約は、仲裁判断で敗訴した当事者がもっぱら妨害的抗弁を提起することによって仲裁判断の執行を無限に遅延せしめることの危険性を防止し、仲裁判断の国際的承認及び執行について画すべき制限の最大限度を定めたものである。したがって、本条(7条1項)は、他の国際協定又は国内法は、仲裁判断の承認及び執行について、この条約の規定よりも一層自由な要件を定めている範囲内においてのみ適用が許される趣旨の規定であると解すべきである。¹²⁾

この見解は、1958年の条約起草過程における議論を反映したものであるところ、今日に至るまで国際社会の権威によって一貫して推し進められてきた解釈である¹³⁾。

1985年、UNCITRAL(国際連合国際商取引法委員会)は、国際商事仲裁に関する法制度の世界的な調和を促進するため、各国に国内法としての採用を推奨する立法モデルとしてUNCITRAL国際商事仲裁モデル法(2006年修正)を採択した。モデル法35条2項の注は、次のように記している。

本項の諸条件〔申立要件〕は最も厳格な基準を定めることを意図したものである。それゆえある国がより緩やかな条件を維持したとしても、模範法が達成しようとする調和にもとることにはならない。¹⁴⁾(澤田壽夫訳)¹⁵⁾

この注記は、国内法がニューヨーク条約よりも緩やかな要件を定める限り同条約に違反しないという解釈を前提にしている。モデル法は立法モデルに過ぎないため、これによってニューヨーク条約の解釈が拘束されることはない

⁸⁾ 山本和彦=山田文『ADR仲裁法(第2版)』(日本評論社、2015)388頁(山本和彦)に「NY条約4条。同条1項2号は、仲裁合意についても提出を求めているが、仲裁法の執行手続ではその提出は義務的とされていないので〔仲裁46条2項参照〕、その提出は要しない。同条約3条但書参照」(〔〕内原著、下線筆者)という記載がある。

⁹⁾ 立法者意思という場合、正確には国会の意思を指すのであろうが、法技術的な問題について、国会で議論が行われることはほとんどなく、同法案の場合も同様である(第156回国会衆議院法務委員会議録第17、18、20号、同衆議院会議録第37号、同参議院法務委員会議録25号、同参議院会議録第44号参照)。

¹⁰⁾ コンメンタール6頁(青山善充)。

¹¹⁾ 阿川清道「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約について(下)」ジュリ232号(1961)42頁。

¹²⁾ 阿川・前掲注11)49頁。

¹³⁾ See ALBERT JAN VAN DEN BERG, THE NEW YORK ARBITRATION CONVENTION OF 1958 (Kluwer Law and Taxation Publishers, 1981)。

¹⁴⁾ “The conditions set forth in this paragraph are intended to set maximum standards. It would, thus, not be contrary to the harmonization to be achieved by the model law if a State retained even less onerous conditions.”。

¹⁵⁾ コンメンタール271頁。

が、現在、日本を含む93か国がモデル法を採用していることを考慮すると¹⁶⁾、この解釈には影響力がある。

また、2016年、UNCITRALが公表した「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 UNCITRAL 事務局ガイド¹⁷⁾」(「UNCITRAL Guide」)は、次のように記している。

7条1項により、締約国は、執行により有利な国内法または条約の規定にしたがって仲裁判断を執行してもニューヨーク条約に違反しない。これは、ニューヨーク条約が、締約国の裁判所が仲裁判断の承認および執行に対して行使できる「上限」または最大限の制限を定めているという考えを反映している。¹⁸⁾ (筆者訳)

これは、語句の違いこそあれ¹⁹⁾、阿川の言っていることとほとんど同じである。そのほか、ICCA (国際商事仲裁協議会) が公表している「ICCAによる1958年ニューヨーク条約の解釈のためのガイド²⁰⁾」(2024, 2011) (「ICCA Guide」)も基本的に同じことを言っている。これらのガイドも法的拘束力がないものの、いわゆるソフト・ロー²¹⁾として国際的な議論を主導している。例えば、日本においても、最高裁平成29年12月12日決定(民集71巻10号2106頁)が、ソフト・ローとしての「国際仲裁における利益相反に関するIBAガイドライン²²⁾」に依拠したと思われる判断をくだしているし²³⁾、東京高裁平成30年8月1日決定(判時2415号24頁)は、「わが国の仲裁法の解釈においては……

諸外国の仲裁法と共通の解釈、国際的に通用する解釈を心掛けるべきである」と判示している。

これらの国際的な議論を参照する限り、本決定が定立した準則は、より制限的でない法律または条約が優先するという含意があるから、国際標準に調和しているといえる。

(3) 運用上の実効性

このような解釈は、阿川以降、国内においても多数を占めていた。しかし、条文の文言からは読みとれないことに加え、条約または国内法の要件の緩厳は一義的に判断できないというもっともな批判がされ²⁴⁾、裁判例(公刊物に登載されたもの)においても一例²⁵⁾を除き採用されてこなかった。現在、承認執行を申し立てる者が、適用される条約または法律を自由に選択できるという見解が有力である²⁶⁾。

実は、このような議論は条約起草過程において先取りされている。前提として、阿川は次のように書いている。

この条約の規定よりも一層制限的な要件を定めている他の国際協定や国内法の適用を許すという……誤解を避けるため、本条の字句を修正すべきであるという意見がかねて提出されていたが(印度、スイス、I・C・C、比較法協会の意見)、解釈上当然であるというので原案どおりの字句のままとなった。²⁷⁾

しかし、条約の準備作業(travaux préparatoires)の第18回

¹⁶⁾ https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/modellaw/commercial_arbitration/status (2025年5月19日最終閲覧)。

¹⁷⁾ UNCITRAL Secretariat Guide on the Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards (New York, 1958). https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/2016_guide_on_the_convention.pdf (2025年5月19日最終閲覧)。

¹⁸⁾ “By virtue of article VII (1), Contracting States will not be in breach of the Convention by enforcing arbitral awards pursuant to provisions of domestic laws or treaties that are more favourable to enforcement. This reflects the notion that the New York Convention sets a “ceiling”, or the maximum level of control, which national courts of the Contracting States may exert over the recognition and enforcement of arbitral awards.”, p. 289.

¹⁹⁾ 起草過程では「一層自由な (more liberal)」という表現が用いられていたようである(後述のスイス修正案の議論を参照)。なお、呉松枝「日本における外国仲裁判断の承認と執行(上)」JCA 31巻2号(1984)20頁、22-23頁は、VANDEN BERG 前掲注13)を参照のうえ、「より有利な (more favourable)」という表現を用いている。

²⁰⁾ ICCA's Guide to the Interpretation of the 1958 New York Convention (2nd edn, 2024).

<https://www.arbitration-icca.org/iccas-guide-interpretation-1958-new-york-convention> (2025年5月19日最終閲覧)。

なお、第1版(1st edn, 2011)は、日本語訳も公表されている。

²¹⁾ 岩沢雄司『国際法(第2版)』(東京大学出版会、2023)42-43頁、NIGEL BLACKABY ET AL., REDFERN AND HUNTER ON INTERNATIONAL ARBITRATION (7th edn, Oxford University Press, 2022) p. 204.

²²⁾ IBA Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration.

²³⁾ 岡田紀彦「判解」曹時71巻7号159頁、167頁。

²⁴⁾ 中村達也『仲裁法概説』(成文堂、2022)319頁、小島武司=猪股孝史『仲裁法』(日本評論社、2014)650頁、小島武司=高桑昭編『注釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007)268頁〔高桑昭〕。

²⁵⁾ 東京地判平成7・6・19判タ919号252頁。

²⁶⁾ 本間靖規ほか『国際民事手続法(第3版)』(有斐閣、2024)230頁〔中野俊一郎〕、小島=猪股・前掲注24)650頁。

²⁷⁾ 阿川・前掲注11)49頁。

会議（1958年6月4日午前）議事録²⁸⁾を読む限り、「解釈上当然である」からというよりも、単に、修正に反対した国が多かったようである。以下は、スイスの修正案に対する三か国（ベルギー、フィリピン、ペルー）代表の反対意見である。

ベルギー「スイスの提案について、ある合意が他の合意よりも自由な要件を定めているかどうかという問題は、個別の事案において仲裁判断を利用しようとする者の判断事項となるでしょう。²⁹⁾」（筆者訳。以下同じ）

フィリピン「この提案が採用されれば、とても大きな混乱が生じるでしょう。なぜなら、多数国が本条約を批准した後であっても、依然としてあらゆる種類の二国間または多国間の合意を参照し、どの合意が他の合意よりも自由であるかを判断する必要があり、その過程が多くの問題を引き起こすと思われるからです。³⁰⁾」

ペルー「ある条約がより自由であるか、より自由でないかは、ベルギー代表が指摘したように、個人的な判断の問題であるため、法的基準になりません。³¹⁾」

1958年6月4日に交わされた上記の議論は、本決定が定めた準則の要点を先取りしている。つまり、まず、各国とも文言の修正に反対しているものの、必ずしも、より制限的でない条約または国内法の適用を認めること自体に反対しているわけではない。「解釈上当然」とまで言えないにしても、議事録を読む限り、このような考えは概ね各国の間で共有されていたように見える。しかし、まず、フィリピンが、複数の条約または国内法の間で緩厳を判断することの難しさを指摘している。例えば、本件において、Y

は日米友好通商航海条約が米国における確認（執行許可）を要件としていると主張した。この観点から見ると、日米友好通商航海条約は仲裁法よりも要件が厳しい。一方、仲裁法は仲裁合意の書面性を要件としているが（仲裁13〔令5法53改正後の15〕条2項）、日米友好通商航海条約はしていない。この観点から見ると、仲裁法は日米友好通商航海条約よりも要件が厳しい。そのうえで、裁判所が緩厳を判断するとすれば、審理に時間がとられるし、執行債務者がその判断の誤りを主張して上訴審で争うことが容易に想像できる。次に、ペルーが、法的基準にならないと言っているのは、条約・法律の要件を抽象的に比べても、申立人の事情によって緩厳が異なり得る、という含意がある。例えば、本件において、Xが先行して米国における確認を得ていた場合、Yの主張する確認の要件は制限にならない。または、仲裁合意の書面性に疑義がある場合、執行債権者は、仲裁法の適用を避けたいかもしれない。このように、個別の事情によって要件の緩厳は変わり得る。そうすると、結局、ベルギーの言うように申立人の選択に任せれば良い、という現在有力な学説と同様の結論に落ち着くのである。

ところで、本決定が定めた準則が優れているのは、単に、適用される法律または条約を申立人が自由に選択することを認めるというだけでなく、前段として、「より制限的でない」という文言を付け加えたところにある。前述したとおり、それによって初めて仲裁法とニューヨーク条約の整合性を保つことができるのである³²⁾。一方、より制限的であるかどうかの判断は申立人に委ねられているので、裁判所は、原則として緩厳の判断をする必要がない。さらに、選択することが認められているのは申立人であって被申立人でない。その結果、本件のように被申立人（被告人）が他の条約の要件を主張することは許されないことになる³³⁾。

²⁸⁾ E/CONF.26/SR.18.

https://www.newyorkconvention.org/media/uploads/pdf/5/8/58_e-conf-26-sr18.pdf（2025年5月19日最終閲覧）

²⁹⁾ “With regard to the Swiss proposal, the question whether one agreement stipulated more liberal conditions than another would be a matter for the judgement of the person seeking to rely upon the arbitral award in each individual case.”, p. 4.

³⁰⁾ “That proposal, if adopted, would cause very great confusion, since, even after a large number of States had ratified the Convention, it would still be necessary to refer to bilateral or multilateral agreements of all kinds and to determine whether one was more liberal than another, a process which would raise a host of problems.”, p. 5.

³¹⁾ “Whether a treaty was more liberal or less so did not constitute a legal criterion, since, as the representative of Belgium had pointed out, it was a matter of personal judgement.”, p. 5.

³²⁾ 「より制限的でない」という文言を付さずに、単に、いずれの条約または国内法も自由に選択することができる、と解釈した場合、一応、どのような要件を定めた国内法も条約違反にならない、と言い得る。しかし、その場合、締約国がニューヨーク条約よりも要件の厳しい国内法を設けることも自由になり、ニューヨーク条約が無意味になってしまう。

³³⁾ UNCITRAL Guide, p. 290 によると、チューリッヒ（スイス）の裁判所が、執行に反対する当事者（被申立人）は、ニューヨーク条約7条1項の「関係当事者（interested party）」に含まれないと判示しているという。

このように、本決定が定めた準則によれば、申立人と裁判所が法源間の適用関係といった法技術的な問題に時間をとられず、実質的な審理（執行拒否事由の有無）に集中することができるため、運用上の実効性にも優れている。

(4) 仲裁法とニューヨーク条約の関係

このように、本決定が定立した準則は、国内法との整合性、国際標準との調和、そして運用上の実効性という3つの観点から優れている。そのうえで、その前提とされている仲裁法とニューヨーク条約の関係について改めて検討したい。というのも、この点に整理すべき法技術的な問題が残されていると考えるからである。

この問題を考えるきっかけになったのは、抗告審の途中で、裁判所からニューヨーク条約が適用される可能性があるため、念のため、同条約に基づく予備的主張を追加するとともに、4条の申立要件のうち未提出の文書（仲裁合意とその翻訳）を追加提出するよう促されたことにある。仲裁法46（令5法53改正後の48）条1項に基づいて申立てをしている本件において、私（X代理人）は、ニューヨーク条約7条1項の解釈の結果として、日米友好通商航海条約が適用されることはあり得ても、ニューヨーク条約が適用されることはないとして理解していたので困惑した。しかし、執行決定を得ることが最優先であるから、不本意ながら裁判所の意向に応じた³⁴⁾。当時、裁判所がどのような理解でニューヨーク条約が適用される可能性があると言ったのかはわからないが、結果として、裁判所も仲裁法を適用して執行を許可している。この曲折について、私はニューヨーク条約と仲裁法の間をめぐり議論のわかりにくさが、裁判所に必要以上に考えさせた原因ではないかと推測している。再度、第4回仲裁検討会の議事録のやり取りを見てみたい。

委員「もう一つは、ニューヨーク条約の内容の実質を書いて、それが内国仲裁判断にも外国仲裁判断にも適用されるという規定ぶりにした場合に、それはニューヨーク条約の国内履行法として外国から見られるということになるのかどうか。ここがよく分からないのです

が。」⁽¹⁾

委員「前提として、国内履行法になるのでしょうか。日本国憲法の解釈としてはよく分からないんですが、条約は法律に優先するという理解が有力なのかなという気がするんですが。ニューヨーク条約加盟国の仲裁判断については、一次的にニューヨーク条約は適用になる、国内にどんな法律があろうと条約適用になると。」

⁽²⁾

委員「そこはそれでいいと思うのですが、ただ、ニューヨーク条約は、承認・執行の裁判手続の点は、国内法に委ねているわけです。もともとニューヨーク条約には規定がないと。裁判手続というのは、各国が独自に規定しなければいけない。そこは、ニューヨーク条約が法律に優先するといっても、もともとない事項ですから、やはり問題になるのではないかと思います。」⁽³⁾

座長「おそらく、ニューヨーク条約をそのまま国内法化するためには、内国仲裁判断と外国仲裁判断とを分けて、外国仲裁判断の承認・執行はこうだということをニューヨーク条約と全く同じ条文をつくってしまえばと思うんです。それなら国内法化したことがはっきりします。

しかし……」⁽⁴⁾

ここでは、仲裁法をニューヨーク条約の国内実施（履行）法とみなせるかどうか議論されているが、ひとまず、⁽²⁾の発言に注目したい。これが現在の多数説の見解である。つまり、ニューヨーク条約は自動執行条約³⁵⁾であるから直接適用できる。そして憲法98条2項の解釈として、条約は国内法に優先する。そうするとニューヨーク条約は仲裁法に優先して適用される、というのである。この点について、教科書でも「条約の規定が自動執行性を有する（self-executing）場合は、国内での特段の立法措置を経ることなく、条約の規定が国内法に優先して適用されることになるので（憲98条2項）、条約の適用の対象とならない外国仲裁判断についてのみ本法〔仲裁法〕の規定が適用されるこ

³⁴⁾ 本決定「理由」第2の1第3段落目後段「Xは、当審において、予備的に……追加した」参照。

³⁵⁾ 自動執行条約とは、そのままの形で国内において適用される内容と形式を備えた条約をいう（浅田正彦編著『国際法（第5版）』（東信堂、2022）28頁）。なお、自動執行性でなく直接適用可能性（direct applicability）の概念を用いるべきであると主張している研究者もいる（岩沢雄司「国際法の国内適用可能性 小寺教授と対話しながら」小寺彰追悼『国際法のダイナミズム——小寺彰先生追悼論文集』（有斐閣、2019）3頁、8頁、酒井啓亘ほか『国際法』（有斐閣、2011）387頁〔濱本正太郎〕）。

となる³⁶⁾、「わが国において承認・執行が求められる外国仲裁判断については、實際上、ニューヨーク条約が適用されることが多いであろう³⁷⁾」、「わが国における外国仲裁判断の承認・執行に NY 条約が適用されないケースはほとんどないが、仲裁地国が NY 条約の非締約国である場合……には、仲裁法 46〔令 5 法 53 改正後の 48〕条の規定により執行決定の申立てをすることになる³⁸⁾」などと説明されている。そのうえで、ニューヨーク条約 7 条 1 項により仲裁法が選択されたのであれば、二次的に仲裁法が適用されるというのである。しかし、このような説明は控えめに言ってもわかりにくい。

説明がわかりにくい第 1 の理由は、「適用」という言葉が二重の意味で用いられていることにある。つまり、まず、憲法 98 条 2 項の解釈として、条約は国内法の上位法と位置づけられる。そのうえで、適用され得る二国間条約が存在し³⁹⁾、かつ、ニューヨーク条約と二国間条約が矛盾抵触する場合⁴⁰⁾、両条約の優先関係は、他の条約との関係を定める規定（もしあれば）および法の一般原則（後法優先の原則）の解釈適用によって決まる⁴¹⁾。そして、二国間条約が、

他の条約との関係を定める規定を有さず、かつ、締約国間でニューヨーク条約が発効する前に締結されている場合（日米友好通商航海条約など）、優先関係はもっぱら 7 条 1 項（主に後段）の解釈適用によって決まる⁴²⁾。ところが、この時点においてはニューヨーク条約が「適用」されるといっても、法源の適用関係を決める限度で適用されるのであって、仲裁判断の執行可否の判断基準として適用されるのではない。言い換えると、この場合、ニューヨーク条約が適用されるという説明は、ニューヨーク条約 7 条 1 項が適用されることを意味しているに過ぎないのである⁴³⁾。

説明がわかりにくい第 2 の理由は、仲裁法が国内実施法として位置づけられていないことにある⁴⁴⁾。つまり、適用され得る二国間条約が存在しない場合、上位法であるニューヨーク条約は、文字どおり、仲裁法に優先して「適用⁴⁵⁾」される。そのうえで、7 条 1 項により仲裁法を選択したのであれば二次的に仲裁法が適用されると説明される（②の発言参照）。ところが、一般に、実施法が整備されている条約の場合、条約と実施法の優劣関係が論じられることはない。当事者は実施法に基づいて請求し、裁判所は実施法を

³⁶⁾ 小島＝高桑編・前掲注 24) 259 頁〔高桑昭〕。（）内原著、〔〕内筆者。以下同じ。

³⁷⁾ 小島＝猪股・前掲注 24) 651 頁。

³⁸⁾ 中村・前掲注 24) 385 頁。

³⁹⁾ 多国間条約としてジュネーヴ条約があるが、ニューヨーク条約との優先関係は明らかであり、問題とされない（NY 条約 7 条 2 項）。

⁴⁰⁾ 例えば、日英通商居住航海条約（日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約）は、仲裁判断の承認執行に関し、「この条約のいかなる規定も、〔ニューヨーク条約〕の規定が締結国間で効力を有する限り、これらの規定によりいずれか一方の締結国が他方の締結国に対して負う義務を免れさせるものと解してはならない」（24 条）と定めるのみであるから、ニューヨーク条約と矛盾抵触しない。

⁴¹⁾ 国際司法裁判所規程 38 条 1 項、酒井ほか・前掲注 35) 299 頁。①両条約の規定、②法の一般原則の順に検討される（岩沢・前掲注 21) 73 頁）。なお、VANDEN BERG, *supra* note 13, p. 90 は、①ニューヨーク条約の規定、②法の一般原則、③他の条約の規定の順に検討されると言うが、なぜ、③他の条約の規定が②法の一般原則に劣後するのか不明である。また、日本の学説において、「問題はニューヨーク条約の規定の解釈にあるのではなく、二国間条約において、両締約国においてニューヨーク条約が発効していることをどのように取扱うかということにある」（高桑昭『国際商事仲裁法の研究』（信山社、2000 年）171 頁）とし、従来の学説が「ニューヨーク条約を基準」（小島＝高桑編・前掲注 24) 267-268 頁〔高桑昭〕）としていることを批判するものがある（これらを、野村美明「外国仲裁判断の承認と執行—ニューヨーク条約と二国間条約の適用関係—」（阪大法学 62 巻 3・4 号（2012）29 頁）は、ニューヨーク条約からのアプローチ、二国間条約からのアプローチと整理している）。しかし、高桑は、問題はニューヨーク条約の規定の解釈にあるのではないと主張しながら、7 条 1 項の解釈（文理解釈）の結果として二国間条約を基準に優先関係を解釈すべきとの結論に至っているのであるから（高桑・同 170 頁）、結局、ニューヨーク条約の解釈を先行させている。しかし、そもそもニューヨーク条約と二国間条約は同位法であるから、どちらが基準かという問題は存在せず、両条約は双方向的に解釈されなければならない。

⁴²⁾ 7 条 1 項前段により、ニューヨーク条約発効前に締結された二国間条約も有効であるものの、日本がニューヨーク条約に加入（1961）したのは、条約法条約（条約法に関するウィーン条約）に加入（1981）する前であるから、条約法条約 30 条 2 項は適用されない（条約法条約 4 条）。

⁴³⁾ 例えば、日英通商居住航海条約（1963）は、日英間でニューヨーク条約が発効（1975）する前に締結された条約である。ニューヨーク条約 7 条 1 項前段により有効である日英通商居住航海条約 24 条は、ジュネーヴ条約の後継であるニューヨーク条約の適用を定めている。そうすると、両条約の規定は矛盾抵触しないので、法の一般原則を検討する必要はない（前掲注 40) 参照）。この場合、厳密に言えば、一次的にニューヨーク条約（7 条 1 項前段）および日英通商居住航海条約（24 条）が適用され、二次的にニューヨーク条約（7 条 1 項後段）が適用され、三次的に当事者が選択した条約または国内法（仲裁法）が適用される。この一次的・二次的な適用が法源の適用関係を決める限度での「適用」であり、三次的な適用が仲裁判断の執行可否の判断基準としての「適用」である。しかし、このように説明する必要があるだろうか。

⁴⁴⁾ 実施法と位置づける見解として、三木浩一「判批」伊藤真ほか編『民事執行・保全判例百選』（2005）21 頁があるが、少数説として扱われているようである。

⁴⁵⁾ この場合、優先関係を論じるべき同位法（条約）が存在しないため、法源の適用関係を決める限度で適用されるのではない。もっとも、7 条 1 項により他の条約または国内法（仲裁法）を選択するのであれば、結果として、仲裁判断の執行可否の判断基準として適用されるのではない。

解釈適用して請求の可否を判断している。本件の原審をそのような例として見ることもできる。原審において、当事者も裁判所もニューヨーク条約と仲裁法の関係について何ら論じていない。申立人 (X) は仲裁法に基づいて執行の許可を求め、裁判所は仲裁法に基づいて執行の許可を判断している。実際、仲裁法施行以降、すべての裁判例 (公刊物に登載されたもの) において、外国仲裁判断の執行許可の判断は仲裁法に基づいて行われている。それにも関わらず、教科書では、多くの場合ニューヨーク条約が適用される、と説明されている⁴⁶⁾。これが議論をわかりにくくしている。

ところで、仲裁法をニューヨーク条約の国内実施法とみなせるかどうか、というのが上記のやり取り (第4回仲裁検討会の議事録) であった。

国内実施法

そもそも国内実施法とは何か。①と④の発言から、ここでは国内実施 (履行) 法が条約を国内法化したものと理解されていることがわかる。そのうえで両者は、仲裁法 (第8章) が、ニューヨーク条約の対象である外国仲裁判断のみでなく内国仲裁判断の承認執行にも適用されるため、ニューヨーク条約を国内法化したものとみなされないのではないかと懸念している。つまり、条約をそのまま国内法に引き写すことを条約の国内法化と理解している。しかし、現実には、国内実施法という用語は一義的に用いられていない。

現在、国内実施法とみなされている国内法は、典型的に、「〇〇条約の実施に関する法律」という名称が付されている。これは法案を提出した内閣とそれを承認した国会がその法律を実施法と判断していることを示している。その判断基準は後述するとして、そのような名称が付されていないからといって実施法とみなすることができない理由にはならない。最終的な判断権者は法律を解釈適用する裁判所である。

一方、講学上、国内実施法の定義は積極的にされていないようである。間接的に定義されている例を参考にすると⁴⁷⁾、実施法とは、国際法の内容を具体化し、国内の実現を図る国内法と言えそうである。もっとも、条約の国内実施の問題は、ある条約が自動執行条約である (直接適用可能性がある) かどうかという条約自体の性格から議論が出発している。一般的な見解によると、自動執行条約であるかどうかは、主観的基準と客観的基準により判断され、特に内容の明確性が重視される (内容が明確であれば、締約国は直接適用を意図していると推認できる)。そして、大雑把に言えば、自動執行条約であれば実施法の整備は不要であり、自動執行条約でなければ実施法の整備が必要であると説明されている。内容が明確であれば条約を直接適用できるし、明確でなければ実施法なしに適用できないからである。

ところで、ニューヨーク条約が自動執行条約であることは明らかである。内容も明確であるが、そのような検討をするまでもなく直接適用した複数の裁判例があるからである⁴⁸⁾。その場合、上記の説明に従うと実施法の整備は不要であるから、仲裁法は実施法とみなされない、または、みなされ難くなるのだろうか。

自動執行条約

しかし自動執行条約の概念もまた不確かなのである。③の発言はこの点に関係している。つまり、ニューヨーク条約を直接適用できるといっても、それだけでは執行できない。訴訟手続は民事訴訟法、執行手続は民事執行法がそれぞれ規律している。それらに加えて、「権限のある機関」 (NY条約5条) として「裁判所」 (仲裁46 [令5法53改正後の48] 条7項) を指定し⁴⁹⁾、裁判の種類として「決定」 (同条1項) を採用しているのは仲裁法である。その場合、仲裁法の位置づけはどうなるのか、と問うているのである。この点について、次の表は、仲裁法施行前、ニューヨーク条約が仲裁判断の執行許可の判断基準として適用された

⁴⁶⁾ この説明は、多くの国がニューヨーク条約の加盟国であるから、多くの場合ニューヨーク条約が適用され得るという意味である。

⁴⁷⁾ 「国内で必要な機関や手続を定めるなどの補足措置 (規則の内容を具体化する実施措置とは異なる) がとられれば、そのような国際法も適用できるようになる」 (岩沢・前掲注21) 516頁、「間接適用とは……立法者が国際法の内容を法令で更に詳細に定め国内の実現を図ること (国内実施) とは異なる」 (岩沢・同書517頁。下線筆者)。

⁴⁸⁾ 現実に適用されてしまえば、直接適用可能性の問題はなくなる。なお、日米友好通商航海条約も自動執行条約である。

⁴⁹⁾ 「権限のある機関 (competent authority)」として、少数ながら、仲裁機関、オンブズマン事務所など裁判所以外を指定している締約国もある (UNCITRAL, Report on the survey relating to the legislative implementation of the Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards (New York, 1958), A/CN.9/656/Add.1 (2008), p. 2)。

<https://digitallibrary.un.org/record/632918?ln=en&v=pdf> (2025年5月19日最終閲覧)

裁判例⁵⁰⁾において明示または黙示に適用された条文を示したものである。なお、仲裁法施行以後、ニューヨーク条約が執行可否の判断基準として適用された裁判例（公判物に登載されたもの）はない。

表 1

申立 要件	執行 拒否 事由	手続規則		執行
		訴訟 裁判の種類	その他	
ニューヨーク条約 4 条	5 条	公催仲裁法 802 条 1 項	民訴法	民執法

表 1 を見れば明らかなおと、ニューヨーク条約が直接適用できたのは、民事訴訟法、民事執行法のほか、当時、公催仲裁法（「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律」）802 条 1 項があったからである⁵¹⁾。しかし、かねてより同条は外国仲裁判断の承認執行に適用されるかどうかという議論の対象とされてきた。外国仲裁判断に対する同法 801 条および 802 条の適用を否定した裁判例（横浜地判平成 11・8・25 判時 1707 号 146 頁）があるし⁵²⁾、ニューヨーク条約の前身であるジュネーヴ条約時代には、同法 802 条 2 項および 801 条の適用を否定しつつ、802 条 1 項を準用した裁判例（東京地判昭和 34・8・20 下民集 10 巻 8 号 1711 頁）がある。これらの裁判例に従うのであれば、裁判の種類について、法の欠缺があったことになる⁵³⁾。このように、ニューヨーク条約が自動執行条約であるといっても、公催仲裁法 802 条 1 項の解釈によっては、同条項の準用または条理による埋め合わせがなければ適用できなかったのである。

完全担保主義

それでも自動執行条約であれば実施法の整備は不要であり、自動執行条約でなければ実施法の整備が必要であるという説明は、従来、政府が自動執行条約でない判断した場合、担保（実施）法⁵⁴⁾を整備し、自動執行条約であると判断した場合、原則として担保法を整備しなかったことと整合性があった⁵⁵⁾。しかし、現在、実務では、どのような条約を締結するにせよ、担保法を整備しているという（完全担保主義）⁵⁶⁾。条約の内容が直接適用できるほど明確であっても、条約には自国の法令用語と異なる表現が用いられていることが多い。そうすると、条約を実施する国内機関がその意味内容を困難なく理解し、締約国としての義務を円滑に履行するためには、立法政策上、条約を国内法の体系にいわば翻訳することが望ましいというのである。これは、主に行政機関が条約を実施する場面で説明されているが、裁判所が条約を適用する場面にも当てはまる。裁判官は、なじみのない用語で書かれた条文の公定訳⁵⁷⁾を前にして、国外の裁判例や文献が証拠として提出されると自分の領分でない心地になる。これが、実施法の解釈となるといづらか違ってくる。この点について、日本の裁判官は国際法を直接適用することに積極的でないが、国内法を解釈するという建前の下ではかえって大胆に国際法に依拠することがあるという指摘がある⁵⁸⁾。

このように完全担保主義を採用した場合、条約自体の性格から出発する議論はもはや有効でない。実施（担保）法は、講学上の概念というよりも、実務上の必要から生成発展してきた現象なのである。そして、前述のとおり、国内法が実施法とみなせるかどうかの最終的な判断権者は裁判所である。そうすると実施法の定義を求めるよりも、裁

⁵⁰⁾ 東京地判平成 13・6・20 Westlaw Japan 文献番号 2001WLJPCA06200008、横浜地判平成 11・8・25 判時 1707 号 146 頁、東京地判平成 7・6・19 判タ 919 号 252 頁、東京地判平成 6・1・27 判タ 853 号 266 頁、そして大阪地判昭和 58・4・22 判時 1090 号 146 頁。
⁵¹⁾ 厳密に言えば、裁判所法なども含まれるが、裁判所を実施機関とする全ての条約に同じことが言えるから、国内の司法制度が整備されていることは、締約国間において当然の前提とされていると考えるほかない。
⁵²⁾ この裁判例において、裁判所は公催仲裁法 802 条 1 項を準用することなく、ニューヨーク条約を直接適用しているが、条約が具体的な手続（執行判決）を定めていない以上、条理によって解決したと説明せざるを得ない。
⁵³⁾ 一方、「権限のある機関」については、指定されるまでもなく裁判所であると解釈されてきたと説明し得る。
⁵⁴⁾ 行政府と立法府で用いられている実施法の別称。条約の国内実施を担保するという意味であることは明らかであるが、由来は不明。
⁵⁵⁾ もっとも、当時から、何が自動執行条約であるかの判断は困難であり、また、自動執行条約であると判断された場合でも、立法政策上、担保法を整備することはあったという（谷内正太郎「国際法規の国内的実施」山本草二還暦『国際法と国内法——国際公益の展開 山本草二先生還暦記念——』（勁草書房、1991）109 頁、114-115 頁）。
⁵⁶⁾ 松田誠「実務としての条約締結手続」新世代法政策学研究 10 号（2011）301 頁、313 頁、318 頁。
⁵⁷⁾ 国連で採択される多国間条約の場合、正文は国連公用語（（アラビア語）、中国語、英語、フランス語、ロシア語、そしてスペイン語）であり（ニューヨーク条約 16 条参照）、国会の承認を受けた公定訳と正文（通常は英文）が公布される（岩沢・前掲注 21）111 頁参照）。
⁵⁸⁾ 岩沢・前掲注 21）518 頁。

判所が実施法とみなした場合、何が起こるのかという適用場面における現象に注目した方が实际的である。

憲法 98 条 2 項

前述のとおり、一般に、実施法が整備されている条約の場合、条約と実施法の優劣関係が論じられることはない。当事者は実施法に基づいて請求を行い、裁判所は実施法を解釈適用してその許否を判断している。それは何故か。両者が競合（矛盾抵触）関係にあると考えられていないからである。実施法とみなされている国内法（典型的には「〇〇条約の実施に関する法律」）の場合、当事者が条約と矛盾抵触することを具体的に主張しない限り、条約と競合関係にないことが推認される。そうすると、国内法が条約の実施法とみなせるかどうかは、一次的には、国内法と条約が競合関係にあるかどうかの判断に帰着する。結局、条約を「誠実に遵守」（憲 98 条 2 項）することが最上位の規範であり、条約と矛盾抵触しない国内法の適用は憲法に違反しない。そのみならず、国内法を適用した方が条約をより円滑に履行できると評価されるのであれば、憲法の趣旨を一層実現しているといえる。その場合、実施法と呼ぶかどうかは措くとしても、条約でなく国内法を直接適用すべきである。

それでは、まず、仲裁法とニューヨーク条約は競合関係にあるだろうか。第 1 に、執行拒否事由について、仲裁法 45 条 2 項とニューヨーク条約 5 条が実質的に同一の内容であることは両者の条文を比較すれば明らかである⁵⁹⁾。下記 2 (2) で述べるとおり、「拘束するもの」（NY 条約 5 条 1 項(e)）という表現を「確定」（仲裁 45 [令 5 法 53 改正後の 47] 条 2 項 7 号）という表現に変更するなど、国際法の法規範をいわば翻訳したうえで国内法の法規範に反映させている。第 2 に、仲裁法 46（令 5 法 53 改正後の 48）条 2 項とニューヨーク条約 4 条はそれぞれ申立要件を定めている。この点について、上記(1)で説明したように、仲裁法とニューヨーク条約は一見矛盾抵触しているが、ニューヨーク条約 7 条 1 項について、本決定を含む多数説の解釈を採用する限り、仲裁法 46（令 5 法 53 改正後の 48）条 2 項とニューヨーク条約 4 条は矛盾抵触していないといえる。このような両者の関係は、仲裁法が外国仲裁判断のみでなく

内国仲裁判断を適用対象としていることによって変わらない。ニューヨーク条約は内国仲裁判断について何も言っていないのであるから、抵触しようがない。

次に、仲裁法を適用した方がニューヨーク条約をより円滑に履行できると評価できるだろうか。まず、仲裁法はニューヨーク条約を補足する関係にある。次の表は、表 1 に仲裁法が適用された裁判例において明示または黙示に適用された条文を加えたものである。

表 2

申立 要件	執行 拒否 事由	手続規則		
		訴訟		執行
		裁判の種類	その他	
ニューヨーク条約		公催仲裁法	民訴法	民執法
4 条	5 条	802 条 1 項		
仲裁法 ⁹⁰⁾				
46 条 2 項 (48 条)	45 条 2 項 (47 条)	46 条 1 項 (48 条)		

前述のとおり、仲裁法施行前は、ニューヨーク条約が自動執行条約であるといっても不完全な状態であった。そして、2004 年 3 月 1 日、仲裁法が施行され、公催仲裁法の第 8 編（仲裁手続）が削除された。仲裁法は、法の欠缺を埋め、または、公催仲裁法 802 条 1 項が担っていた役割を明確にしたうえで継承したのである。その結果、ニューヨーク条約を仲裁判断の執行許否の判断基準として適用する場合、仲裁法 46（令 5 法 53 改正後の 48）条 1 項を補足的に適用する必要があるが、仲裁法を執行許否の判断基準として適用する場合、そのような必要がない⁶¹⁾。また、裁判所は、争点として提起されない限り、ニューヨーク条約と仲裁法の間接関係を考える必要もなくなるし⁶²⁾、ニューヨーク条約を国内法の体系にいわば翻訳した仲裁法の方がその意味内容を困難なく理解できる。なお、①と④の発言は、（仲裁利用者である）外国に対する説明のしやすさを懸念しているが、仲裁法は UNCITRAL モデル法に準拠しており、UNCITRAL モデル法はニューヨーク条約に準拠していると説明されている⁶³⁾。そのうえで、UNCITRAL モデル

⁵⁹⁾ コメントール 260-261 頁参照。
⁶⁰⁾ () 内の条文番号は、令 5 法 53 改正後。
⁶¹⁾ 前掲注 47) の分類（実施措置・補足措置）に従えば、仲裁法はニューヨーク条約の補足措置を含む（が、それに限られない）国内法といえる。
⁶²⁾ 完全担保主義の採用によって、「原則として法規範間の序列を論じる必要のない状態が目指されている」という説明がされている（竹内真理「国際条約の国内実施——国内諸機関の権限行使の観点から」法教 2017 年 9 月号 126 頁、127 頁）。
⁶³⁾ 中村・前掲注 24) 9 頁。

法に準拠した国内法をニューヨーク条約の実施法とみなしている国があることから⁶⁴⁾、外国に対しても説明しやすいと思われる。

このように、仲裁法はニューヨーク条約と競合関係になく、かつ、仲裁法を適用した方がニューヨーク条約をより円滑に履行できると評価できる。そうであれば、ニューヨーク条約でなく仲裁法を直接適用⁶⁵⁾すべきである。その場合、仲裁地が日本国内であるか否か、および、ニューヨーク条約の締約国であるか否（例えば、台湾）かを問わず、日本における仲裁判断の承認執行には、原則として仲裁法が適用される。そして、仲裁法が適用される限り、ニューヨーク条約に違反しないと推認される。もっとも、仲裁法がニューヨーク条約に矛盾抵触すると具体的に主張され、裁判所がそれを認めた場合、その限度でニューヨーク条約が優先して適用される。また、執行債権者は、より制限的でないとするニューヨーク条約発効前に締結された他の条約の適用を主張することもできる（NY条約7条1項。東京高決令和6・10・1〔本決定〕）。一方、ニューヨーク条約発効後に締結された条約については、ニューヨーク条約と矛盾抵触する場合、後法優先の原則により、その条約の定めに従うと解するべきである⁶⁶⁾。

なお、2024年4月1日、調停に関するシンガポール条約（調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約）が日本で効力を発生した。同条約はニューヨーク条約と同様の条項を有しているところ⁶⁷⁾、同日付で実施法（調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律）が施行されていることから、それとの整合性もとれると考える。

(5) 裁判例

法源の適用関係（①）の議論の最後に、この問題に関する裁判例を検討する。調査した限り、仲裁法施行（2004年3月1日）以後、仲裁地を米国とする仲裁判断（「米国仲裁判断」）の日本における承認執行を扱った裁判例は本件が初めてである。仲裁法施行前では、ニューヨーク条約と日米友好通商航海条約の適用関係を問題にすることなく、米国仲裁判断に日米友好通商航海条約を適用した裁判例（名古屋地一宮支判昭和62・2・26判時1232号138頁）、米国仲裁判断であるものの原告（執行債権者）が英国法人であったことから、ニューヨーク条約を適用した裁判例（大阪地判昭和58・4・22判時1090号146頁）、ニューヨーク条約発効前に、米国仲裁判断を確認した米国判決に外国判決の承認執行を定める旧民事訴訟法200（現118）条を適用した裁判例（東京地判昭和44・9・6判時586号73頁）、同様に、米国仲裁判断を確認した米国判決であるものの日米友好通商航海条約を適用した裁判例（大阪地判昭和36・11・27海事判例6巻5号118頁）、米国仲裁判断に日米友好通商航海条約を適用した裁判例（東京地判昭和34・10・23下民集10巻10号2232頁）がある⁶⁸⁾。

一方、仲裁地を外国とする仲裁判断という枠組みでは、仲裁地を中国とする仲裁判断（「中国仲裁判断」）を扱った裁判例が蓄積されてきた。そして、日中両国の当事者間⁶⁹⁾の仲裁合意に基づく仲裁判断の締約国（日本または中国）における承認執行には、日中貿易協定（日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定）が適用されるから、仲裁法、ニューヨーク条約、そして日中貿易協定の適用関係が問題と

⁶⁴⁾ UNCITRAL, *supra*, note 49, A/CN.9/656 (2008), p. 8.
<https://digitallibrary.un.org/record/632917?view=pdf> (2025年5月19日最終閲覧)

⁶⁵⁾ ニューヨーク条約7条1項を経由せずに適用するという意味である。

⁶⁶⁾ 前掲注41) 参照。なお、ニューヨーク条約発効後に締結された条約によると仲裁判断を執行できないものの、ニューヨーク条約によると執行できる場合、最大実効性の原則（the principle of maximum effectiveness）により、ニューヨーク条約に基づき執行することができるという見解が主張されている（ICCA Guide, p. 15, UNCITRAL Guide, p. 293, VANDEN BERG, *supra* note 13, pp. 90-91）。しかし、最大実効性の原則が法の一般原則として確立しているといえるか、また、締約国の将来の条約締結権限（例えば、ニューヨーク条約を変更する二国間条約の締結）を実質的に制限するような解釈が認められるかは疑問である。

⁶⁷⁾ 調停に関するシンガポール条約3条1項は手続規則を各締約国の国内法に委ねており、7条はニューヨーク条約7条1項後段（より有利な権利の条項）の引き写しである。

⁶⁸⁾ なお、東京地判昭和34・10・23において、原告は、仲裁判断を確認したうえ年6分の利息支払を命じる米国判決を得ているものの、裁判所は、仲裁判断の執行のみ許可し、利息請求を棄却している。一方、大阪地判昭和36・11・27において、裁判所は、仲裁判断の執行を許可するとともに、ニューヨーク法に基づき、仲裁判断に記載のない年6分の利息支払を命じている。原告が仲裁判断を確認した米国判決を得ていることから、判決文から明らかでないものの、裁判所は米国判決が加えた利息を承認執行していると思われる。いずれの原告も日米友好通商航海条約の適用を主張しており、同条約4条2項は仲裁判断自体の執行を定めているのであるから、前者の処理が論理的である。ただし、外国判決の承認執行における最判平成9・7・11民集51巻6号2530頁、最判平成10・4・28民集52巻3号853頁は、判決文に記載のない利息の執行を認めている。

⁶⁹⁾ 日中貿易協定8条1項は、日本の当事者を「法人又は自然人」、中国の当事者を「外国貿易機構」と定めているところ、裁判例において、中国の当事者が「外国貿易機構」に当たるかどうかは特に問題とされていないようである。

されてきた。この問題について、裁判例のほとんどは、条約が国内法である仲裁法に優先すると解したうえで⁷⁰⁾、条約相互の関係について⁷¹⁾、ニューヨーク条約が一般法、日中貿易協定が特別法の関係にあるから、日中貿易協定がニューヨーク条約に優先すると判断している（大阪地決平成26・12・9 JCA62巻6号70頁〔抗告審（大阪高決平成27・2・26 JCA62巻7号64頁）同旨〕、大阪地決平成23・3・25判時2122号106頁。仲裁法施行前では、横浜地判平成11・8・25判時1707号146頁、東京地判平成5・7・20判時1494号126頁、岡山地判平成5・7・14判時1492号125頁）。また、仲裁法施行前では、ニューヨーク条約7条1項について、「外国仲裁判断の国際的承認及び執行について画すべき制限の最大限度を定める趣旨に出たものであって、多数国間又は二国間の合意のうち同条約の規定より一層制限的な要件を定めている部分については適用されないものと解すべきである」と判示したうえで、ニューヨーク条約を適用した裁判例（東京地判平7・6・19判タ919号252頁）がある。これは阿川以降の多数説に従った裁判例であり、本決定もその系譜に連なるといえる。また、仲裁地を英国とする仲裁判断の日本における承認執行について、ニューヨーク条約と日英通商居住航海条約は何ら抵触しないとしてニューヨーク条約を適用した裁判例（東京地判平13・6・20 Westlaw Japan 文献番号 2001WLJPCA06200008）がある⁷²⁾。そのほか、詳細な内容は不明であるものの、仲裁地をロシアとする仲裁判断の日本における承認執行について、仲裁法を適用した裁判例もあるようである（東京地決平成24・6・29公刊物未登載〔平成23年（仲）第7号〕）⁷³⁾。

ニューヨーク条約を一般法、二国間条約を特別法とする見解は、一般に、多国間条約の2以上の締約国が同一事項について異なる条約を締結している場合、後者が特別法とみなされることを踏まえていると説明できる⁷⁴⁾。しかし、その場合、多国間条約を変更する後法としての条約が特別法とみなされるのであって⁷⁵⁾、前法たる特別法を後法たる

一般法に優先させて適用した例はないという⁷⁶⁾。そもそも、7条1項の文言から特別法優先を定めているとは読めない。それにも関わらず、ニューヨーク条約を一般法、日中貿易協定を特別法とする裁判例が積み重ねられてきたのは、中国仲裁判断の承認執行に関する限り、結論の妥当性が得られることが理由の一つと思われる。つまり、日中貿易協定8条4項は、「両締約国は、仲裁判断について、その執行が求められる国の法律が定める条件に従い、関係機関によって、これを執行する義務を負う」と定めている。そうすると、「その執行が求められる国の法律」が、日本の場合、仲裁法であるのか、ニューヨーク条約であるのか、という論点はあるものの、日中貿易協定が優先することによる実質的な影響は何もないのである⁷⁷⁾。

米国仲裁判断の場合、事情が異なる。日米友好通商航海条約を特別法と解したうえで、同条約4条2項の、仲裁判断が「判断がされた地の法令に基いて確定しており、且つ、執行することができるもの」という要件を、日本であれば執行決定を得ていること、米国であれば確認を得て判決が登録されていることと解釈すると、仲裁判断を執行しようとする者の負担が著しく増える（かつてジュネーブ条約が要求し、ニューヨーク条約が廃止した二重執行許可〔下記2(2)参照〕の時代に逆戻りすることになる）。この点について、日米友好通商航海条約に基づき、確認を得ていない米国仲裁判断の承認執行を求めた唯一の裁判例である名古屋地裁一宮支部昭和62年2月26日判決（前掲）は、「連邦仲裁法第二章第二〇七条によれば仲裁判断はそれがなされた時から三年以内に仲裁判断を確認する命令を得て執行することのできる旨の定めがあり、本件仲裁判断は仲裁判断がなされた時から三年を経過していないことは明らかであってアメリカ合衆国法上確定し、かつ執行しうるものであるというべきであ〔る〕」と判示して執行を許可している。しかし結論は妥当であるとしても、確認を得ていることと確認を求め得ることとは同じでないから、理由をこじ

⁷⁰⁾ 決定中に理由は示されていないものの、憲法98条2項の通説的な解釈によると思われる。

⁷¹⁾ ニューヨーク条約と日中貿易協定はそもそも競合（矛盾抵触）していないというもっともな指摘がされている（高杉直「判批」リマークス45号（2012・下）118頁、121頁）。私も同意見である。

⁷²⁾ もっとも、原告（執行債権者）はデンマーク王国法人であるところ、なぜ、日英通商居住航海条約が適用され得ることが前提されたかは不明。

⁷³⁾ この情報は、東京地判平成28・7・13判タ1437号200頁の認定事実に基づいており、決定文自体は入手していない。

⁷⁴⁾ 岩沢・前掲注21)74頁参照。

⁷⁵⁾ 国連海洋法条約（海洋法に関する国際連合条約）311条3項（「二以上の締約国は、当該締約国間の関係に適用される限りにおいて、この条約の運用を変更し又は停止する協定を締結することができる。ただし……」）参照。

⁷⁶⁾ 酒井ほか・前掲注35)298頁。

⁷⁷⁾ 前掲注71)参照。

つけた印象はぬぐえない。この論理が一般化に耐え得るかは疑問であり、ニューヨーク条約を一般法、二国間条約を特別法とする見解は、米国仲裁判断に関する限り、結論の妥当性を揺るがしかねない。このことが、本決定において、結果として、日本の議論を国際標準に復帰させた理由と思われる。

なお、二国間条約は相手国のある話であるから、相手国における議論も研究されるべきである。私が調査した限り、1975年、米国の破産手続で仲裁地を日本とする仲裁判断に基づく債権の主張が認められるかどうか争われた事案において、第二巡回区連邦控訴裁判所は、日米友好通商航海条約（4条2項）とニューヨーク条約の優先関係について、前者が後者ほど具体的でないことを指摘したうえで、「日米友好通商航海条約とニューヨーク条約が抵触し得る限り、当裁判所は、二国間条約の締約国である日本国とアメリカ合衆国が、後に、同じ主題を対象とする多国間条約の締約国となる場合、ニューヨーク条約による規律を意図していると考え。締約国間の二国間合意の有効性を維持する留保条項（7条1項前段）にかかわらず、この結論に至る。……両合意が同じ目的を促進する以上、その目的を最も強力に促進する合意、すなわちニューヨーク条約が効力を有するべきである。⁷⁸⁾」（筆者訳）と判示している（*Fotochrome, Inc. v. Copal Co., Ltd.*, 517 F.2d 512, 518 (2d Cir. 1975)）。つまり、ニューヨーク条約が日米友好通商航海条約に優先すると言っている。この裁判例を前提にすると、日米友好通商航海条約4条2項の「判断がされた地の法令に基いて確定しており、且つ、執行することができるもの」という要件の解釈にかかわらず、仲裁地を日本とする仲裁判断を米国において執行する場合、日本で執行決定を得ている必要はないことになる。この論点についての先例は米国でも限られているようで、この裁判例は（条約間の優劣関係が主な争点というわけではなかったにも関わらず）現在も米国において参照されている⁷⁹⁾。

以上、見てきたとおり、本決定は、仲裁法施行以後、米国仲裁判断の日本における承認執行を扱った初めての裁

判例であるとともに、仲裁法、ニューヨーク条約、そして二国間条約の適用関係について、申立人による法の選択を認めた初めての裁判例である。このように処理することで、米国仲裁判断の承認執行の場合の結論の妥当性を維持することが可能であり、かつ、中国仲裁判断を含む他の二国間条約の場合にも一般化できると思われる。また、このような結論は、米国における日米友好通商航海条約とニューヨーク条約の優先関係についての議論とも矛盾していない。

2 執行拒否事由⁸⁰⁾

本手続において、仲裁法45（令5法53改正後の47）条2項の執行拒否事由のうち、1号（仲裁合意の無効）（②）、7号（仲裁判断の未確定）（③）、そして9号（公序良俗違反）（④）の事由の有無が争われた。以下、それぞれの事由について解説する。

(1) 1号（仲裁合意の無効）（②）

まず、裁判所は、上記決定要旨2(1)に引用した判示部分が、仲裁法45（令5法53改正後の47）条2項1号の事由の有無の判断であることを明示していない。これは、そもそもYが日米友好通商航海条約の適用を主張しており、同条約4条2項の要件の具備を争っているからである。もっともYは、同条項が、解釈上ニューヨーク条約5条1項(a)前段と同内容の要件を含むと主張し（本決定別紙即時抗告申立書第3の4）、かつ、Xのニューヨーク条約に基づく予備的主張に対し、(a)前段に基づく抗弁を提出している。結局、裁判所は、執行可否の判断基準として仲裁法を適用し、Yの主張を(a)前段に相当する1号に基づく抗弁と整理したうえで、その事由の有無を判断している。

次に、1号は、「仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと」を執行拒否事由と定めている。これは、当事者に行為能力（契約締結能力）が欠ける場合を定めた条項であり、法人の場合、代表権を有しない者が法人を代表して行った法律行為が効果帰属しない

⁷⁸⁾ “To the extent that there may be a conflict between the Treaty and the Convention, we think that where both parties to a bilateral treaty, Japan and the United States, later become signatories to a multinational convention covering the same subject matter, the Convention is intended to control. We reach this conclusion despite the saving clause preserving the validity of bilateral agreements between the contracting states. [...] inasmuch as both agreements further the same purpose, the one tending to further that purpose most forcefully, the Convention, should be given effect.”

⁷⁹⁾ THOMAS H. OEHRKE & JOAN M. BROVINS, *COMMERCIAL ARBITRATION* § 41:2. FCN treaties, 2 Commercial Arbitration (December 2023 Update) (Westlaw. 2024年3月3日最終閲覧)

⁸⁰⁾ 「執行拒絶事由」とも表記される。ニューヨーク条約の公定訳が「拒否」（5条1・2項の柱書）という文言を採用していることから、「執行拒否事由」の方が文言上の整合性があるように思う。

場合を含む⁸¹⁾。本件において、Yは、本件契約書に署名した取締役CにYの代表権（代理権）がないとして、Yの行為能力の欠缺を主張している。もっとも行為能力は仲裁合意の有効性の前提となる要件であるから、仲裁合意の準拠法⁸²⁾でなく法廷地の国際私法によって判断される⁸³⁾。この点について、仲裁手続における法廷地の抵触法（国際私法）⁸⁴⁾はニューヨーク法であった。仲裁廷は、ニューヨーク法によって法人代表の準拠法がニューヨーク法であると判断したうえで⁸⁵⁾、ニューヨーク法に基づき、当時Cが取締役であったこと、または、表見上の権限（apparent authority）が認められることを理由として、仲裁合意を含む本件契約が有効であると結論した⁸⁶⁾。一方、本手続の法廷地は日本であるから、日本の裁判所がこの問題を判断する場合、日本の国際私法によって法人代表の準拠法を決めることになる。日本の国際私法⁸⁷⁾において、多数説は法人代表が設立準拠法によると解しており⁸⁸⁾、Yは日本の株式会社であるから、法人代表の準拠法は日本法である。そうすると、多数説によれば、日本の会社法や民法の規定に基づき、CがYを代表して締結した本件契約のYへの効果帰属の有無（仲裁合意の有効性）を判断することになる。

ところで、本決定は準拠法についても明示的に判断していないものの、結論として、「Cは、Yから、本件仲裁合意を締結する代理権を授与されていた」と判示している。これは、Cの有権代理を認める法的評価であるところ、Yが日本法の適用を前提とした有権代理しか主張していないことを考慮すると、本決定も日本法（民99条）を準拠法として判断したと解釈できる。また、仲裁合意が有効であるという結論こそ同じであるものの、仲裁判断の法的評価（取締役の代表権または表見上の権限がある）と異なる判断である。このような相違は、法廷地法が異なる結果として、

法人代表の準拠法が異なる以上、生じ得る帰結である。

一方、裁判所は、上記判断をするにあたり、「Y代表者〔B〕は、同交渉に関してCとX担当者との間で送受信されたメールを受信していたが、Cの上記交渉について異議等を述べていない」、「Yは本件契約によってXから譲り受けた事業を18か月間運営した」という仲裁判断の認定事実にもっぱら依拠している。抗告審において、Yがこれらの事実を否定したうえで、反証のためBの当事者尋問とCの証人尋問を申し出たものの（後記6(5)参照）、裁判所は、いずれの人証も採用せずに上記判断をくだした。これが、裁判所が仲裁判断の事実認定に拘束されることを意味しているかどうかについて、下記(4)で検討する。

下記(5)で述べるとおり、1号について判断した裁判例は初めてであり、参考になると思われる。

(2) 7号（仲裁判断の未確定）(3)

同じく、まず、裁判所は上記決定要旨2(2)に引用した判示部分が仲裁法45（令5法53改正後の47）条2項7号の事由の有無の判断であることを明示していないものの、Yのニューヨーク条約5条1項(e)前段に基づく抗弁⁸⁹⁾について、それに相当する7号に基づく抗弁と整理したうえで、その事由の有無を判断している。

次に、7号は仲裁判断が「確定していないこと」を執行拒否事由として挙げているところ、条約((e)前段)は、仲裁判断が「拘束するものとなるに至っていないこと」という表現を用いている。仲裁法の立案者は、この要件（「拘束するもの」）が日本法でいう「確定」に相当すると解釈したうえで⁹⁰⁾、日本の法令用語において「拘束する」という表現が、同一の手続の中で裁判所がした裁判が他の裁判所を

⁸¹⁾ ICCA Guide, p. 84, UNCITRAL Guide, pp. 137-138.

⁸²⁾ 仲裁合意を含む本件契約の準拠法はニューヨーク法である（原決定別紙一部終局判断パラグラフ5）。

⁸³⁾ ICCA Guide, p. 84, UNCITRAL Guide, pp. 138-139, 松岡博（高杉直補訂）『国際関係私法講義（改題補訂版）』（法律文化社、2015）349頁。

⁸⁴⁾ 抵触法（conflict of laws）は英米法の概念であり、国際私法（private international law）と同義。

⁸⁵⁾ 法人代表の準拠法の問題は仲裁手続で争点となっていないものの、仲裁判断は、Cの表見上の権限の準拠法について、「譲渡契約11.7条に従い、また、必要限度において、ニューヨーク抵触法に基づき、この問題にはニューヨーク法が適用される」と述べている（原決定別紙一部終局判断パラグラフ47）。

⁸⁶⁾ 原決定別紙一部終局判断パラグラフ46-47。

⁸⁷⁾ 日本の国際私法である法の適用に関する通則法は、自然人の場合と異なり（同法4条参照）、法人の準拠法（講学上、従属法といわれる）について、何ら規定を設けていないため、法人代表の準拠法は解釈にゆだねられる（小出邦夫『逐条解説 法の適用に関する通則法（増補版）』（商事法務、2014）403頁）。

⁸⁸⁾ 中野俊一郎『国際仲裁と国際私法』（信山社、2023）26-27頁、中村・前掲注24）341-342頁、澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門（第8版）』（有斐閣、2018）383-384頁、小島＝猪股・前掲注24）503頁。

⁸⁹⁾ 本決定別紙一部抗告申立書には記載がないが、追って主張された。

⁹⁰⁾ 本間ほか・前掲注26）233頁〔中野俊一郎〕参照。

拘束する力（羈束力）に用いられていること⁹¹⁾、および、外国判決の執行における確定要件⁹²⁾と共通に理解できることを考慮して、「確定」という文言に変更したと推測できる。

ところで、ニューヨーク条約の「拘束するもの(binding)」という文言は、ジュネーヴ条約において用いられていた「終局的(final)」に代わる文言であり、仲裁判断の承認執行のために仲裁地国と執行地国の2つの執行許可を要求するいわゆる二重執行許可(double exequatur)を得る必要がないことを明確にする意図で用いられている、という理解が確立している⁹³⁾。そのうえで、仲裁判断がいつ「拘束するもの」となるかの解釈は分かれており、主に、①仲裁地国法によって判断する見解、②仲裁合意によって判断する見解、そして③ニューヨーク条約の(自律的)解釈によって判断する見解がある⁹⁴⁾。もっとも、これらは相互に排斥し合う関係になく、例えば、①の見解(仲裁地国法)によれば、仲裁判断が「拘束するもの」となるためには、仲裁地国における執行許可が必要とされる場合であっても、ニューヨーク条約が二重執行許可を求めない意図が明確であることから(③)、仲裁地国における執行許可が必要であるという結論はとられていない⁹⁵⁾。7号は「確定」の有無を仲裁地国法(または仲裁手続準拠法が仲裁地外国法である場合の外国法)によって判断すると明示していることから、仲裁法の立案者は、①の見解を採用しているといえる。しかし、条約((e)前段)には同様の文言がなく((e)後段)にはある)、条約の解釈によっては、仲裁法とニューヨーク条約が矛盾抵触し得る状況が生じていることから、7号の解釈適用は条約の解釈を意識して行う必要がある。

本決定は、「本件仲裁合意においては、仲裁判断は上訴又は再審の対象とならない旨合意されているから(本件契約11.22条)、本件仲裁判断が確定していないということ(はでき(ない))」(()内原文)と判示した。つまり、本決定

は、7号の「仲裁地が属する国……の法令によれば」という文言にも関わらず、仲裁合意の内容によって仲裁判断の「確定」の有無を判断した。これをどのように説明すべきか。これは、裁判所が条約((e)前段)の枠内で①ないし③の見解を総合的に評価したと説明すべきである。つまり、Yの主張は、仲裁地国(米国)法によると本件仲裁判断は米国における確認を得ていないから未確定というものである(①)(米国裁判例を証拠として提出している)。しかし、米国法の解釈の正否を検討するまでもなく、そのような結論はとり得ない。二重執行許可を必要とする結論になってしまうからである(③)。そのうえで、裁判所は仲裁合意の内容を基準として仲裁判断の「確定」の有無を判断したといえる(②)。このような仲裁法の適用は、一見、条文の文言(「仲裁地が属する国……の法令によれば」)に反しているが、条約((e)前段)に適合するように条文を解釈するという観点から見ると、仲裁法とニューヨーク条約が矛盾抵触する可能性を回避した点でむしろ合理的であり、かつ、結論は妥当である。

下記(5)で述べるとおり、7号について判断した裁判例としても初めてであり⁹⁶⁾、参考になると思われる。

(3) 9号(公序良俗違反)(④)

仲裁法45(令5法53改正後の47)条2項9号の事由の有無は、もっぱら第1審で争われ、本決定は原決定の理由を引用している。そして原決定は、公序違反に関するYの主張を、仲裁廷が契約書の原本でなく写しを証拠とし、かつ、署名者を特定しないまま本件契約の成立を認定した(「1つ目の主張」)、および、Xが、Yに対し、行政処分がくだされる蓋然性を伝えずにエネルギー事業を売却したことから本件契約は詐欺的取引である(「2つ目の主張」)、に整理したうえで、それぞれ判断している。

原決定は、「9号は、単に仲裁判断の内容に事実誤認や法令の解釈適用の違法がある場合に、執行決定の申立てを

⁹¹⁾ 民訴22条1項、321条1項、325条3項、裁所4条参照。

⁹²⁾ 民訴118条柱書。

⁹³⁾ ICCA Guide, p. 101, 本間ほか・前掲注26)232-233頁〔中野俊一郎〕、中村・前掲注24)404頁、UNCITRAL Guide, p. 207-208, VANDEN BERG, *supra* note 13, pp. 333-337。

⁹⁴⁾ ICCA Guide, pp. 101-102, UNCITRAL Guide, pp. 209-214, VANDEN BERG, *supra* note 13, pp. 338-346。小島=猪股・前掲注24)544-545頁は、「拘束するものとなるに至っていない」のは、国によっては制度として設けられている、仲裁判断に対する上訴や効力停止がされている場合を指すと指摘している。

⁹⁵⁾ UNCITRAL Guide, p. 211, VANDEN BERG, *supra* note 13, p. 341。

⁹⁶⁾ なお、名古屋地一宮支判昭和62・2・26判時1232号138頁において、日米友好通商航海条約4条2項の「判断がされた地の法令に基いて確定しており、且つ、執行することができるもの」という要件が争われ、裁判所は、米国における確認を得ていなくとも、「アメリカ合衆国法上確定し、かつ執行しうるもの」であることを理由に未確認の仲裁判断の執行を許可している。

却下する趣旨ではなく、仲裁判断によって実現される法的結果が我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相容れないと認められる場合に、執行決定を求める申立てを却下することができることを定めたものと解すべきである」と東京地裁平成21年7月28日決定(判タ1304号292頁)ほかの規範を踏襲する説示をしたうえで、1つ目の主張について、「事実認定の不当を述べるものすぎない」として排斥している。

また、2つ目の主張について、仮に本件契約が詐欺的取引であるとしても、「契約が取り消されるかどうかという問題として取り扱われるものであり、直接公の利益にかかわるものではない」として排斥している。これは、例えば、民法90条の公序良俗違反について、詐欺をすることを目的とする契約(宝石を騙取してきたら賞金を与える)は同条に基づき無効であるものの、詐欺的契約(その騙取の手段として法外に安い値段で買う)は詐欺を受けた者が取り消してはじめて、その意思表示の効力がなくなると解されていることと同じである⁹⁷⁾。そのうえで、「上記主張は本件仲裁事件において提出されなかった新たな主張であり、……本件仲裁判断の内容に直接関わるものではない」と判示している。これは、公序判断の対象が「仲裁判断の内容」(9号)とされているところ、Yが、仲裁手続において本件契約が詐欺的取引であるという主張をしておらず、仲裁判断も本件契約が詐欺的取引であるかどうかの判断を含んでいない以上、「仲裁判断の内容」に当たらない、という意味である。もっとも、これが仲裁判断に現れていない新たな事実・証拠の提出が許されないことまで意味しているかどうかは不明である。この問題を上記(1)の最後に触れた問題とともに次で検討する。

(4) 実質的再審査の禁止

上記(1)および(3)で提起したのは、それぞれ、裁判所は仲裁判断の事実認定に拘束されるか(異なる事実認定が許されるか) (①)、当事者は仲裁判断に現れていない新たな事実・証拠の提出を許されるか (②) という問題であった。

これらは、実質的再審査の禁止と関連する問題と考えられている。

外国判決の承認執行は、「裁判の当否を調査しないでなければならない」(民執24条4項)と定められており、講学上、実質的再審査の禁止と呼ばれている⁹⁸⁾。仲裁関係事件⁹⁹⁾の場合、明文の定めはないものの、同原則が適用されると理解されており、裁判所も、「仲裁判断の取消申立事件においては、仲裁判断の実質的な再審査を行うような審理は許されない」(東京高決平成30・8・1判時2415号24頁)、「裁判所において仲裁判断の実質的な再審査を行うような審理を行うことは許されない」(東京地決令和5・12・21(原決定))と説示している。

仲裁判断の承認執行の文脈において、実質的再審査の禁止とは、裁判所が審査するのは執行拒否事由の有無に限られ、事実認定や法的判断の誤りを含め、それ以外の事由によって申立てを却下してはならないということである¹⁰⁰⁾。裁判所も、仲裁判断取消申立事件において、「仲裁判断に実体法の解釈適用の誤りがあることが明白な場合であっても、仲裁地の国内裁判所は、仲裁判断の取消事由がある場合でなければ、仲裁判断を取り消すことはできない。単なる実体法の解釈適用の誤りを理由として仲裁判断を取り消すことは、仲裁判断の実質的な再審査にほかならず、そのような判断をしてはならないのである」(前掲東京高決平成30・8・1)と説示している。そして、実質的再審査の禁止がこのような内容であるとするれば、執行拒否事由の有無の判断に必要な限り、①②とも許される(実質的再審査の禁止と直接の関係はない)という帰結になると思われる。

この論点について、仲裁判断の承認執行よりも、外国判決の承認執行における国内の議論の蓄積がある。よく引用されている論文¹⁰¹⁾は、まず、旧民事訴訟法200(現118)条1号(間接管轄)、2号(送達)、そして3号(公序)のうち手続的公序が判決の手続(特に、2号と3号は手続保障)を審査する要件、3号のうち実体的公序が判決の内容(ただし、間接的に問題とする)を審査する要件、4号(相互の保

⁹⁷⁾ 我妻栄『新訂 民法総則』(岩波書店、1965)311-312頁。

⁹⁸⁾ 「本案再審査の禁止」という用語を使っている教科書もある(澤木=道垣内・前掲注88)350-351頁)。英語文献は、“no review on [of] the merits (本案の不審査)”という用語を使っている(後掲注100)の該当頁)。なお、後掲注106)も参照。

⁹⁹⁾ 仲裁関係事件とは、仲裁法の規定により裁判所が行う手続を指すが(仲裁関係事件手続規則1条参照)、ここでは、主に、仲裁判断の執行決定・取消申立事件を指す。以下同じ。

¹⁰⁰⁾ ICCA Guide, p. 75、中村・前掲注24)16頁、287頁、UNCITRAL Guide, p. 126, VANDEN BERG, *supra* note 13, p. 269。

¹⁰¹⁾ 中西康「外国判決の承認執行における *révision au fond* の禁止について(1)~(4・完)」法学論叢135巻2号1頁、4号1頁、6号1頁、136巻1号1頁。

証) が判決自体と関係しない異質な要件と整理している¹⁰²⁾。そのうえで、2号について、判例学説が①②とも許されることを当然の前提としていると指摘し¹⁰³⁾、1号および3号のうち手続的公序について、①②とも許されると主張している¹⁰⁴⁾。また、3号(公序)のうち実体的公序について、「いかなる場合にも…ない」、「必ずしも…ない」などと調子は異なるものの、結論として、①②とも許されると主張している¹⁰⁵⁾。そのうえで、実質的再審査(*révision au fond*)¹⁰⁶⁾の禁止とは、「外国裁判所と同じ作業、すなわち本案請求が認められるか否か、当事者間の権利義務の存否の判断をやり直すことの禁止」であり、外国判決の承認審査は、「一定の承認要件が満たされているかだけが問題とされる」と結論している¹⁰⁷⁾。そして、これが現在の多数説と評価されているという¹⁰⁸⁾。

結論は良いとして、注目したいのは承認要件(民訴118条)を手続と内容に整理したうえで検討していること、そのうえで内容の審査である実体的公序(3号)について、「いかなる場合にも…ない」、「必ずしも…ない」などと主張が抑制的なことである¹⁰⁹⁾。論文はその点(手続と内容の違い)について明示的に何か言っているわけでないが、両者が同列に論じられないことが前提とされていることも明らかである。多くの場合、手続は裁判所によって事務的に処理されるのに対し、内容(本案)は、長期間にわたる審理手続を通じて、当事者が事実と証拠を提出し、裁判所が人証調べを行った結果至った判断という違いがあるからである。そうすると、結論として①②とも許されるとしても、内容に関わる執行拒否事由が主張された場合、何らかの規律は必要であると考え。その観点から、本件において、裁判所が、Yの主張する1号(仲裁合意の無効)と9号(公序良俗違反)の各事由の有無について、どのように審査したか検討したい。

まず、1号(仲裁合意の無効)について、上記(1)で説明し

たとおり、Yは、本件契約に署名した取締役Cに代表権(代理権)がないから仲裁合意が無効であると主張している。1号と2号(仲裁合意の無効。ただし、前者は行為能力の制限を理由とする)は、本来、仲裁廷の仲裁権限に関する執行拒否事由であり¹¹⁰⁾、内容の審査ではない。つまり、仲裁廷の仲裁権限は当事者の仲裁合意を根拠としており、仲裁合意の有効性を争うことは、仲裁廷の仲裁権限を争うことを意味するに過ぎない。これは、紛争解決手続を行う正当な権限の有無を審査するという点で、外国判決の承認執行における民事訴訟法118条1号(間接管轄)の要件に相当する。ところが、本件の場合、仲裁合意(仲裁条項)が本件契約に含まれ、かつ、仲裁手続におけるほとんど唯一の争点で、本件契約が有効に成立しているかどうかであった。その場合、仲裁合意の有効性を審査することは、仲裁判断の内容、しかも核心部分を審査することにほかならない。なお、執行拒否事由のうち、3号から6号まで(3号[通知の欠如]、4号[防御不能]、5号[合意・申立範囲の逸脱]、6号[仲裁廷の構成・仲裁手続の違反])、および、9号(公序良俗違反)のうち手続的公序は手続保障に関する要件、7号(仲裁判断の未確定・取消し)は外国判決の確定要件(民訴118条柱書)と同種の要件、そして8号(仲裁可能性の欠缺)は国家の立法政策に基づく仲裁可能性の要件であり、いずれも内容の審査ではない。つまり、外国判決の場合と同じく、本来、9号のうち実質的公序のみが内容の審査であるが、本件のように、仲裁合意の形式と仲裁手続における争点によっては、1号と2号も内容の審査となり得るのである。

そのうえで、実際に、仲裁判断の認定事実が争われて困惑させられるのは、仲裁廷がその事実を認定するに至った心証形成過程が審理にほとんど現れていないことである。本件において、仲裁廷は、複数の間接事実を認定し、それらに基づいて本件契約が有効に成立したと評価している。そして、それらの事実認定は、主に、Xが提出した41通の書証、4通の陳述書、4名の証人の証拠調べの結果、仲

¹⁰²⁾ 中西・前掲注101)(3)3頁。

¹⁰³⁾ 中西・前掲注101)(4・完)4頁。

¹⁰⁴⁾ 中西・前掲注101)(4・完)6-11頁。

¹⁰⁵⁾ 中西・前掲注101)(4・完)11-15頁。

¹⁰⁶⁾ 中西は、「実質的再審査」という用語(訳語)が適切でないとして、*révision au fond*という原語(仏語)を使っている(中西・前掲注101)(1)4頁の注5、(4・完)28頁)。

¹⁰⁷⁾ 中西・前掲注101)(4・完)27頁。

¹⁰⁸⁾ 釜谷真史「判批」道垣内正人＝中西康編『国際私法判例百選(第3版)』(2021)192頁、193頁。

¹⁰⁹⁾ また、間接管轄の審査について、不法行為地のように管轄原因事実と請求原因事実が符号する(本案の審査と重なる)場合を、別途、検討しているのも同じ文脈である(中西・前掲注101)(4・完)9頁)。

¹¹⁰⁾ ICCA Guide, p. 83.

裁廷が得た心証に基づいている。ところが、Yは、そのような心証形成過程をリセットして、例えば、Yが仲裁手続において争わなかった事実と矛盾する事実を主張することもできるのである。もちろん、Xとしても反論（防御方法）を提出せざるを得ないが、仲裁廷に提出した書証、尋問調書等の相当部分を翻訳したうえで提出するのは不合理に大きな負担である。また、上記書証、尋問調書等を提出して、仲裁廷の心証形成過程をできる限り再現しようとするれば、論文のいう「外国裁判所〔仲裁廷〕と同じ作業、すなわち本案請求が認められるか否か、当事者間の権利義務の存否の判断をやり直すこと」に限りなく近づくであろう（もっとも、1号の事由の有無の審査に必要である限り、論文の定義によっても、実質的再審査そのものではないであろう）。結局、本件において、Xは、仲裁廷に提出した書証のうち、ごく限られたものしか提出せず、裁判所は仲裁判断の認定事実可依拠する判断をくだした。

裁判所は仲裁判断の事実認定に拘束されない（①は許される）。一方、仲裁廷に提出された証拠のほとんどは本手続に提出されていない。その状況において、裁判所は、「記録及び審尋の全趣旨」から、仲裁判断の認定事実と同内容の事実を認定している。これはどのように説明されるべきか。これは、裁判所が仲裁判断を証拠方法として採用したと説明されるべきである。つまり、仲裁判断は、それ自体が認定事実を立証事項とする証明力のある証拠方法である。そして、裁判所は、1号の事由の有無の判断に必要な限りで、各認定事実についての仲裁判断の証明力を判断し、それを含む「記録及び審尋の全趣旨」に基づき事実認定をしているのである。その場合、仲裁判断の認定事実のうち、その論旨、列挙されている証拠などから、ある事実については証明力が高く、他の事実についてはそうでないと判断されることもあるであろう。また、前述のとおり、仲裁判断に事実認定や法的評価の誤りがあっても執行許可事由がなければ申立は却下されないが（実質的再審査の禁止）、誤りの有無・程度は、各認定事実についての仲裁判断の証明力の判断に影響を与えるであろう。本件において、裁判所は、このような審査を行うことにより、本案審理が実質的なやり直しになるのを防いだと説明できる。

次に、9号（公序良俗違反）について、上記で説明したとおり、Yは、Xが、Yに対し、行政処分がくだされる蓋然性を伝えずにエネルギー事業を売却したことから本件契

約は詐欺的取引であり（2つ目の主張）、これが公序良俗違反に当たると主張している。そして、裁判所も指摘しているとおり、この主張は仲裁廷に提出されていないから、仲裁手続において議論されておらず、当然、仲裁判断に何も記載されていない。その場合でも、9号の事由の有無の判断に必要な限り、新たな事実・証拠を提出することができる、というのが既に見た結論である。そもそも、9号に関する限り、それが手続的公序であれ、実体的公序であれ、①②とも許されるのは自明のことと思われる。実務家である裁判官は、これが日本で執行されるのはマズイと直感すれば、理論がどうであれ仲裁判断の執行を許可しないはずであるし、それが期待されている役割でもある。例えば、仲裁人が買収された事実が仲裁判断に認定されていることなどあり得ないのは外国判決の場合と同じであり¹¹¹⁾、その場合、仲裁判断に現れていない事実であるから主張を許されるかどうかなどと悩まないであろう。

もっとも、実際に、仲裁判断の承認執行の段階において、仲裁判断に現れていない事実が主張され、それが実体的公序の審査対象とされる場合、その争点に関する限り、審査のやり直しどころか仲裁手続における審査の省略を可能にしてしまう。本手続で初めて主張されている以上、ゼロから審理せざるを得ないからである。本件において、Yは、2つ目の主張の証拠として、BとCの陳述書（前者は仲裁廷にも提出されているが、それより詳細なもの）を含む仲裁手続に現れていない証拠を提出した。これらを審査対象と位置づけるのであれば、裁判所は、客観的にE（実質的な譲渡対象である日本人）に対して行政処分がくだされる蓋然性があったかどうか、それをXが知っていたかどうか、それをYに伝えなかったかどうか、といった事実を認定する必要がある。しかし、そのような事実は本件契約の締結交渉過程と密接に関連しており、必ずしも他の事実から独立して認定し得るものでないため、Xは仲裁手続における審理内容をある程度再現したうえで、追加の防御方法を提出する必要があり得る。そうでなければ、既に検討したとおり、仲裁廷が心証を得た過程をリセットしたうえでYに主張することを許してしまうからである。その場合、Xはやはり仲裁手続において提出した書証、尋問調書等のうち相当部分の翻訳・提出を検討せざるを得ない。

そのうえで、「上記主張は本件仲裁事件において提出されなかった新たな主張であり、……本件仲裁判断の内容

¹¹¹⁾ この例は、中西・前掲注101) (4・完)10頁からとっている。

に直接関わるものではない」という裁判所の付言をどのように理解すべきか。前提として、それに先立つ第4回審尋期日（2023年9月1日）において、裁判所は、公序審査の対象が判決文の主文に限られるか、理由も含まれるかという外国判決の承認執行における過去の議論（つまり、新たな事実は議論の俎上にさえない）を引き合いに出した。そして、条文が「仲裁判断の内容」と言っている以上、その内容になっていない詐欺的取引という主張は公序審査の対象外であるという仮の結論を両当事者に伝えたうえで、Yに対して次回期日までにその点に関する反論の機会を与えている（そして、次回期日で審尋を終えている）。このような発言は背景事情に過ぎないが、少なくとも、裁判所が②の問題意識を持ったうえで一文を加えたことは明らかである。結局、裁判所は、仮に本件契約が詐欺的取引であるとしても、「契約が取り消されるかどうかという問題として取り扱われるものであり、直接公の利益にかかわるものではない」としてYの主張を排斥しているのだから、公序審査自体は行なっている（②は許される）。一方、2つ目の主張について、両当事者の攻撃防御方法が尽きるのを待つことなく審尋を終了している。つまり、裁判所は、訴訟指揮権により、新たな主張・証拠の提出を制限した（②は制限される）。このような審理の進行は②が問題になる事案かどうかに関わらず可能であるものの、裁判所は、実質的再審査の禁止を、審理の遅延（下記4(3)参照）を避け、一方で審理不尽の批判を免れるための理論的根拠として用いたと説明できる¹¹²⁾。原決定の上記付言はそうように理解されるべきである。

以上、内容に関わる執行拒否事由について、原裁判所の9号の審査方法、および、抗告裁判所の1号の審査方法は、それぞれ今後の実務の参考になるとと思われる。

(5) 裁判例

調査した限り、仲裁判断の執行決定（判決）または取消申立事件において、行為能力（契約締結能力）の欠缺を理由とする仲裁合意の有効性（仲裁45条2項1号、44条1項1号〔令5法53改正後の47条2項1号、46条1項1号〕、NY条約5条1(a)前段）を判断した裁判例も、仲裁判断の確定の

有無（仲裁45〔令5法53改正後の47〕条2項7号、NY条約5条1(e)）を判断した裁判例もない¹¹³⁾。

一方、公序良俗違反の有無（仲裁45条2項9号、44条1項8号〔令5法53改正後の47条2項9号、46条1項8号〕）を判断した裁判例は多い。そのうち、実体的公序違反を認めた裁判例はないが、手続的公序違反を認めた裁判例として、結論に影響を及ぼすべき主要事実または間接事実の有無を判断しなかったことを公序違反と認めた裁判例（東京地決平成30・3・28 Westlaw Japan 文献番号 2018WLJPCA 03286024。ただし抗告審〔東京高決平成30・8・1判時2415号24頁〕が取消）、当事者間に争いのある事実を争いのない事実としたうえで判断したことを公序違反と認めた裁判例（東京地決平成23・6・13判時2128号58頁。抗告審〔東京高決平成24・3・13 LLI/DB 判例番号 L06720791〕同旨）がある。公序違反の主張を認めなかった裁判例として、仲裁法施行以後、E U競争法（強行法規）に違反すること等を理由とする公序違反の主張を認めなかった裁判例（東京地決平成28・2・17 Westlaw Japan 文献番号 2016WLJPCA02176008）、仲裁申立人の損害賠償請求権の放棄または債務免除を認定したこと等を理由とする公序違反の主張を認めなかった裁判例（大阪地決平成27・3・17判時2270号74頁。差戻し後抗告審〔大阪高決平成31・3・11判時2453号30頁〕同旨）、弁護士費用の負担を命じていること等を理由とする公序違反の主張を認めなかった裁判例（大阪地決平成26・12・9 JCA 62巻6号70頁）、台湾法（準拠法）上、不可能な認定がされたこと等を理由とする公序違反の主張を認めなかった裁判例（東京地決平成21・7・28判タ1304号292頁）がある。仲裁法施行前では、ニューヨーク条約5条2項(b)に基づき、仲裁手続に偽造証拠が提出されたこと等を理由とする公序違反の主張を認めなかった裁判例（横浜地判平成11・8・25判時1707号146頁）、仲裁申立人が中国国有企業、仲裁人が同国共産党員であること等を理由とする公序違反の主張を認めなかった裁判例（東京地判平成7・6・19判タ919号252頁）、仲裁申立人（中国国有企業）が仲裁委員会の上部機関の営利窓口であることを理由とする公序違反の主張を認めなかった裁判例（東京地判平成6・1・27判タ853号266頁。ただし条文引用なし）、日米友好通商航海条約

¹¹²⁾ 詐欺的取引だとしても公序違反に当たらない（主張自体失当である）から、それ以上審理しなかったとも説明できるが、その場合、上記付言の意味がなくなる。なお、東京高決平成30・8・1判時2415号24頁は、「仲裁判断の実質的な再審査を求めるに帰するような主張は、簡潔な理由（例えば、『申立人の主張は、結局のところ、仲裁判断の実質的な再審査を求めるものであって、仲裁判断の取消事由に当たらない。』など）で排斥すれば足りるところである」と説示し、書式まで提供してくれている。

¹¹³⁾ ただし、ニューヨーク条約の場合、調査対象は国内裁判例に限る。前掲注96)も参照。

4条2項に基づき、仲裁契約を締結した者（取締役）に代表権がないことを理由とする公序違反の主張を認めなかった裁判例（名古屋地一宮支判昭和62・2・26判時1232号138頁）がある。

なお、外国判決の承認執行に範囲を広げると、実体的公序違反を認めた最高裁判例として、懲罰的損害賠償を公序違反と認めた裁判例（最判平成9・7・11民集51巻6号2573頁）、重要な下級審判例として、外国判決後に4年間日本に居住し、日本の生活に順応した子の外国に居住する親に対する引き渡しを命じることを公序違反と認めた裁判例（東京高判平成5・11・15高民集46巻3号98頁）、および、内国（確定）判決の内容と矛盾抵触する外国（確定）判決を公序違反と認めた裁判例（大阪地判昭和52・12・22判タ361号127頁）がある。また、手続的公序違反を認めた最高裁判例として、外国（欠席）判決の内容を当事者に了知させなかったことを公序違反と認めた裁判例（最判平成31・1・18民集73巻1号1頁）がある。

Yの公序違反の主張のうち、1つ目の主張（「仲裁廷が契約書の原本でなく写しを証拠とし、かつ、署名者を特定しないまま本件契約の成立を認定した」）のように、仲裁判断の内容の不当を指摘する主張は他の裁判例でもしばしば提起されているが、裁判所は、事実認定または法的評価の不当が公序違反に当たらないことを繰り返し説示している（大阪高決平成31・3・11判時2453号30頁、東京地決平成28・2・17 Westlaw Japan 文献番号2016WLJPCA02176008、大阪地決平成27・3・17判時2270号74頁、東京地決平成21・7・28判タ1304号292頁）。一方、決定（判決）文を読む限り、2つ目の主張のように、仲裁判断に現れていない新たな事実が主張・判断されたことはないようである。

3 国際訴訟競合（⑤）

次に、明示されていないものの、上記決定要旨3に引用した判示部分が国際訴訟競合の主張に対する判断であることは、文脈上、明らかである。Xは、本件が第1審に係

属中であった2023年8月21日、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に対し、連邦仲裁法207条に基づく本件仲裁判断の確認を申し立てた¹¹⁴⁾。私（X代理人）も裁判所に意見書を提出するなど協力しているものの、米国弁護士が主導した手続きであることから、その意図について、「念のため」としか聞いていない¹¹⁵⁾。いずれにせよ、Yは、国際訴訟競合が生じているから、日本の申立ては、仲裁法10（令5法53改正後の12）条が準用する民事訴訟法3条の9に基づき、特別の事情により却下または中止されるべきであると主張した。

しかし、両手続は、紛争解決手続でなく、紛争解決手続（仲裁）の結果得られた仲裁判断の日本における執行許可、米国における執行許可をそれぞれ求める手続きであり、競合（矛盾抵触）していない。そもそも、執行債務者の財産が複数国に所在する場合、または、国籍の異なる複数の執行債務者がいる場合、一つの仲裁判断を複数国において執行することは想定されている。その際、国によって執行可否の判断（仲裁可能性、公序など）が分かれることまで想定されているのであるから、一般に議論されている国際訴訟競合とは状況が異なる。

もっとも、米国法上、仲裁判断の確認命令がくだされると、それが判決として登録される¹¹⁶⁾。そして、登録された判決は、外国判決として日本において承認執行され得る（東京地判昭和44・9・6判時586号73頁）。その場合、本件仲裁判断の承認執行と（本件仲裁判断が確認・登録された）外国判決の承認執行とが競合し得るという指摘がされた。確かに、その場合競合し得るが、それは、国際訴訟競合の問題でなく、日本の裁判所が、仲裁地国の裁判所による執行を許可する判決をどう取り扱うべきかという問題として議論されるべきである。現に、この問題は、研究者の間で議論されており、そのような（仲裁判断の執行を許可する）外国判決の承認執行を否定する見解が有力である¹¹⁷⁾。いずれにせよ、本件のように仲裁判断の承認執行の申立てが先行し、仮に外国判決の承認執行が後訴として日本の裁判所に提起される場合、前訴である仲裁判断の承認執行に対

¹¹⁴⁾ 本件仲裁判断は、非国内（non-domestic）仲裁判断であるため、連邦仲裁法（合衆国法典9編）207条が適用される（同202条、CBF Indústria de Gusa S/A v. AMCI Holdings, Inc., 850 F.3d 58, 73（2d Cir. 2017））。

¹¹⁵⁾ 米国法人Z（もう1名の仲裁被申立人）は、2023年2月6日、チャプター7の破産手続を申立てており、米国における本件仲裁判断の確認申立の被申立人とされていない。また、Yが米国に財産を所有しているという情報はない。

¹¹⁶⁾ 連邦仲裁法208条によって準用される同法13条。

¹¹⁷⁾ 中野・前掲注88)139頁、山本＝山田・前掲注8)389頁（山本和彦）。肯定する見解として、小島＝猪股・前掲注24)655頁。中村・前掲注24)414頁は両論併記であるが、多くの国の裁判所が否定していると指摘している。

して既に許可の判断がくだされていれば、訴えの利益を欠くとして却下され、不許可の判断がくだされていれば公序（民訴118条3項）に反するとして棄却され¹¹⁸⁾、係属中であれば二重起訴（同142条）として却下されると思われる。また、具体的事案によっては、例えば、仲裁地国の法律の解釈が争点となっており、仲裁地国における承認執行の判断を先行させた方が望ましいと日本の裁判所が考えた場合、期日を調整することはあり得るであろう。現に、米国における手続において、本件の仲裁地国は米国であるものの、Yが、法人代表に関する準拠法が日本法であることを前提に、日本の民法や会社法に基づく主張をしていることから、米国裁判所は、両当事者に対し、先行する日本の審理状況を報告させている¹¹⁹⁾。

本決定は、米国における本件仲裁判断の確認申立が係属中であることは、「仲裁法上の執行決定をする上で支障となると認められない」と判示している。調査した限り、仲裁関係事件において、国際訴訟競合が問題とされた裁判例としても初めてであり、参考になるとと思われる。

4 その他の問題

(1) 主文

原決定の主文1項は、「XがY及びZを相手方として米国仲裁協会国際紛争解決センターに申し立てた事件（事件番号〔……〕）について、同センターの仲裁廷が令和4年12月9日に言い渡した仲裁判断のうち、Yが、Xに対し、Zと連帯して負っている164万6690.02米ドル、利息60万4180.08米ドル、弁護士費用35万0275.11米ドル、仲裁費用11万0662.50米ドル及び令和4年12月10日から支払済みに至るまで1日当たり541.38米ドルの金員の支払義務につき、XがYに対し強制執行をすることを許可する」というものである。主文は、概ね、X代理人（私）が記載した申立の趣旨に対応しているところ、今、振り返るといくつか反省すべき点がある。

第1に、「言い渡した」という日本語はまずい。言い渡

していないからである。本件において、仲裁廷は、Eメールを送信する方法により、当事者に仲裁判断の内容を了知させている。もちろん、判決でないから、例えば日本法という「言渡し」（民訴250条、民訴規155条1項）の要件でなく、単に日本語の問題である。それにも関わらず、「言い渡した」という日本語は、少なくとも決定書の主文に書かれている場合、公開法廷での朗読を想起させる¹²⁰⁾。他の裁判例の主文を見ても、外国判決の場合は、「言い渡した」、仲裁判断の場合は、「した」または「なした」と使い分けられているようである。「した」（仲裁判断をする）または「なした」（仲裁判断をなす）が日本語として最良の選択であるかは疑問であるが、少なくとも「言い渡した」は避けるべきであった。

第2に、冒頭の「相手方」という用語は、抗告審において、Xが相手方と表示されていることから、結果として紛らわしい¹²¹⁾。この点について、大阪地裁平成23年3月25日決定（前掲）の主文は、「申立人を申請者、被申立人を被申請者とする……」と記載し、仲裁手続における申立人を「申請者」、被申立人を「被申請者」という用語で示している。被申請者という用語は、三審級を通じて区別できる点で、相手方という用語と比べて利点があるものの、おそらく「仲裁被申立人」という用語が最適である。これは、上記の（区別できる）点に加え、仲裁法31（令5法53改正後の33）条で定義されている法令用語であり、意味内容が明確だからである¹²²⁾。

第3に、仲裁判断の主文部分を引用する形式の問題がある。例えば、大阪地裁平成23年3月25日決定の主文1項は、「……別紙記載の仲裁判断に基づいて、申立人が被申立人に対し強制執行することを許可する」と記載し、仲裁判断の主文相当部分を転記した別紙を引用する形式を採用している。しかし、原決定は、申立の趣旨の記載に対応し、仲裁判断の主文部分を直接引用する形式を採用している。このような申立の趣旨を選択した理由は、主文に別紙を引用することに抵抗感があったからである。もっとも、日本の判決等の主文の形式に合わせることを徹底するの

¹¹⁸⁾ 大阪地判昭和55・12・22判タ361号127頁参照。

¹¹⁹⁾ 米国裁判所は、2025年1月7日、両当事者に対し、日本の審理状況を報告する共同書簡の提出を指示した。

¹²⁰⁾ 「言い渡す」という日本語自体は、「決定や命令を（下の者に）告知知らせる。宣告する。『判決を――す』」などと説明されており（新村出編『広辞苑（第7版）』（岩波書店、2018）130頁）、必ずしも口頭に限らないかもしれない。

¹²¹⁾ 「本件は、X（原文は、相手方）がY及びZを相手方として……」（本決定「理由」第2の1第1文）。

¹²²⁾ 仲裁法31（令5法53改正後の33）条1項が「仲裁申立人（仲裁手続において、これを開始させるための行為をした当事者をいう。……）」、2項が「仲裁被申立人（仲裁申立人以外の仲裁手続の当事者をいう。……）」とそれぞれ定義している。

であれば、金額の内訳を記載しないで、「271 万 1807.71 米ドル及びこれに対する令和 4 年 12 月 10 日から支払済みに至るまで 1 日当たり 541.38 米ドル」という記載の方が良かったと考えている¹²³⁾。

改めて、同種事件の裁判例の主文を調査した限り、名古屋地裁一宮支部昭和 62 年 2 月 26 日判決までの判決主文は、原決定と同じく仲裁判断の主文部分を直接引用する形式を採用しているが¹²⁴⁾、岡山地裁平成 5 年 7 月 14 日判決以降、すべての判決または決定主文は、仲裁判断の主文部分を転記した別紙を引用する形式を採用している¹²⁵⁾。このように、実務上、別紙を引用する形式が定着しつつあるといえることから、同様の形式を採用するのが無難かもしれない。

なお、執行手続において、主文 (他の点も) が問題にされることはなかった。

(2) 債務名義・執行文

仲裁判断の執行における債務名義は「確定した執行決定のある仲裁判断」(民執 22 条 6 号の 2) であり、仲裁判断と執行決定が合体した複合的債務名義と解されている¹²⁶⁾。合体した、というのは観念的な意味 (2 つでなく、1 つの債務名義) であろうが、物理的には仲裁判断書と決定書という 2 つの文書が存在する。そのうえで、強制執行は「執行文の付された債務名義の正本」に基づいて実施される (民執 25 条本文)。原決定の確定後、X が、裁判所に執行文の付与を申し立てたところ、書記官は、決定書の正本認証に続けて仲裁判断書 (終局判断) 全文の原文の写し (photocopy) を綴じたうえで、執行文を付与した。つまり、①決定書正本→②仲裁判断書の写し→③執行文の順番で編

綴した。しかし執行文の付与は、「債務名義の正本の末尾に付記する方法」により行うと定められており (民執 26 条 2 項 (令 5 法 53 改正後の 26 条 2 項 3 号))、執行文には、「この債務名義により強制執行をすることができる」と記載されている (下線筆者)。これを条文に適合するかたちで解釈するのであれば、書記官は、決定書正本+仲裁判断書の写しを「債務名義の正本」として取り扱ったことになる。なぜ、仲裁判断書の写しなのか。そもそも仲裁判断書に正本の概念がないのである¹²⁷⁾。

ところで、原決定は、仲裁判断全文の訳文を別紙として添付することによって、執行を許可した仲裁判断を特定している。公刊物が全文として掲載している情報に依拠する限り、横浜地裁平成 11 年 8 月 25 日判決は仲裁判断全文の原文と訳文、岡山地裁平成 5 年 7 月 14 日判決は仲裁判断全文の訳文、大阪地裁平成 26 年 12 月 9 日決定、大阪地裁平成 23 年 3 月 25 日決定、東京地裁平成 13 年 6 月 20 日判決、東京地裁平成 7 年 6 月 19 日判決、東京地裁平成 6 年 1 月 27 日判決、そして東京地裁平成 5 年 7 月 20 日判決 (以上、すべて前掲) は仲裁判断主文部分の訳文を別紙として添付している¹²⁸⁾。結局、上記(1)で指摘した主文の形式と相まって、仲裁判断主文部分の訳文を別紙として添付する方法が実務として定着しつつあるといえる。そのうえで、おそらく仲裁判断の執行における債務名義の考え方は 2 つある。1 つ目は、執行文を、仲裁判断書と決定書という 2 つの文書と一緒に付与するという考え方であり (「1 つ目の考え方」)、実務はこの考え方に立っているように見える。つまり、決定書+仲裁判断書を債務名義と捉えているのである。2 つ目は、執行文を、仲裁判断が別紙として添付された決定書に付与するという考え方であ

¹²³⁾ なお、本件仲裁判断 (原決定別紙終局判断パラグラフ 6) は、「c. 2022 年 12 月 10 日から本終局判断の完全な支払日まで発生する追加の日利 541.38 ドル」という仲裁判断以降に発生分の利息を、仲裁判断時に既発生分の利息である「b. 利息 60 万 4180.08 ドル」の直後に列挙している。しかし、日本の判決等の主文の形式としては、支払済みまで発生する利息を末尾に記載する実務慣行があることから、それに合わせて末尾に「令和 4 年 12 月 10 日から支払済みに至るまで 1 日当たり 541.38 米ドルの金員」と記載した。一方、「b. 利息 60 万 4180.08 ドル」は、「a. 164 万 6690.02 ドル」を元金とする約定利息であることから、元金の直後に記載したままの方が良いと考え、その結果、それぞれ、仲裁判断時に既発生分の利息、仲裁判断以降に発生分の利息であることがわかりにくくなった。その他、本件仲裁判断によると「f. X による本終局判断の回収及び強制執行の合理的費用」も請求し得るものの、これは、申立人 (X) の都合により、申立の趣旨に含めていない。

¹²⁴⁾ 名古屋地一宮支部昭和 62・2・26 判時 1232 号 138 頁、大阪地判昭和 58・4・22 判時 1090 号 146 頁、東京地判昭和 44・9・6 判時 586 号 73 頁、東京地判昭和 34・10・23 下民集 10 巻 10 号 2232 頁、そして東京地判昭和 34・8・20 下民集 10 巻 8 号 1711 頁。ただし、大阪地判昭和 36・11・27 海事判例 6 巻 5 号 118 頁は別紙形式。

¹²⁵⁾ 大阪地決平成 26・12・9 JCA 62 巻 6 号 70 頁、大阪地決平成 23・3・25 判時 2122 号 106 頁、東京地判平成 13・6・20 Westlaw Japan 文献番号 2001WLJPCA06200008、横浜地判平成 11・8・25 判時 1707 号 146 頁、東京地判平成 7・6・19 判タ 919 号 252 頁、東京地判平成 6・1・27 判タ 853 号 266 頁、東京地判平成 5・7・20 判時 1494 号 126 頁、そして岡山地判平成 5・7・14 判時 1492 号 125 頁。

¹²⁶⁾ 中野貞一郎『民事執行法 (増補新訂 6 版)』(青林書院、2010) 200 頁、小島=高桑編・前掲注 24) 275 頁 (高田裕成)。

¹²⁷⁾ 三木浩一=山本和彦編『新仲裁法の理論と実務』ジュリ増刊 (2006) 325 頁 (山本和彦発言、三木浩一発言)。

¹²⁸⁾ それよりも前の裁判例については、記載上不明であるか、または、別紙の添付がない。

る（「2つ目の考え方」）。つまり、（別紙仲裁判断を含む）決定書を債務名義と捉えているのである。1つ目の考え方は、それ自体誤っていないが、前述のとおり、そもそも仲裁判断書に正本の概念がない。代替として、写しとともに「写しの内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書」（仲裁46条2項）（令5法53改正後は、「写し又は電磁的記録の内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書又は電磁的記録」〔48条2項2号〕）を編綴することも考えられるが、国外の仲裁機関からその都度（再度付与が必要な場合もある）取得する執行債権者の負担は重い。結局、写しで済ませた書記官の対応は正しいと思うが、私は2つ目の考え方でも良いのではないかと思う。まず、仲裁判断書は仲裁判断の存在・内容を証明する文書であるところ、裁判所が仲裁判断の存在・内容を審査したうえで（仲裁46〔令5法53改正後の48〕条2項）、決定書の別紙に写しを添付し、かつ、書記官がそれを公証する場合、文書として正本に近い。少なくとも、執行文を付与する段階になってから写しを編綴するよりも、適正な手続を経ているといえる。ただし、その場合、原決定が、仲裁判断書（終局判断の全文）の原文を別紙として添付する必要があると考える¹²⁹⁾。訳文は仲裁判断とはいえないからである¹³⁰⁾。

横浜地裁平成11年8月25日判決は、仲裁判断全文の原文（と訳文）を別紙として添付していることから、2つ目の考え方に基づいているとも言い得る。実際に、同判決が執行されたかどうか、執行されたとすれば、執行文をどのように付与したか（判決正本に続けて仲裁判断書を綴じたか）どうかは不明であるが、仲裁判断全文の原文が別紙として判決に添付されているのであれば、それは「確定した執行判決のある……仲裁判断」（仲裁附則21条による改正前の民執22条6号）と言えたであろう。仲裁判断全文の原文を別紙として決定に添付するのは、その頁数によっては、決定書が大部になるという実務上のわずらわしさがあるのは理解できる（執行債権者にとっても書類が嵩ばるし、正本の再交付を申請する際、頁数に応じた費用もばかにならない）が、それは決定書の電子化などによって解決されるべき技術上

の問題に過ぎない。

なお、この体裁（①決定書正本→②仲裁判断書の写し→③執行文）について、執行裁判所から確認されたが、それ以上の問題とはされずに執行手続が行われている。

③ 審理期間

審理期間は、仲裁関係事件における関心事の一つである。仲裁の利点の一つが紛争解決の迅速性にあるからである。永末秀伸（立川簡易裁判所庶務課長兼主任書記官〔前東京地方裁判所民事部主任書記官〕。肩書は当時）「東京地裁本庁における『仲裁関係事件』の審理の状況等について¹³¹⁾」（2017）によると、東京地方裁判所本庁において、2004年3月1日から2016年12月31日までに終局した仲裁判断の執行決定申立事件の審理期間は、申立日から3か月以内に終局した事件が全体の35%、6か月以内に終局した事件が全体の50%を超えているという¹³²⁾。また、東京高裁平成30年8月1日決定の匿名解説（金融・商事判例1551号（2018）13頁、16頁）は、仲裁判断の取消申立・執行決定申立事件の審理期間について、根拠は不明であるものの、第1審を数か月、第1審から最終審までを通算1年以内に終えるべきと主張しており、賛同する実務家もいる¹³³⁾。

本件は、2023年1月24日の申立てから、原決定がくだされた同年12月21日まで11か月、本決定がくだされた2024年10月1日まで1年8か月（抗告審に限ると9か月）を要した。当然、審理期間は事案内容や執行債務者の対応によって異なるから、一概に長いとも短いともいえない。例えば、本件では、抗告審において、Y代理人の変更もあり、いくつかの主張が追加された事情がある。もっとも、具体的な内容を見ると、Yの主張のうち、①（法源の適用関係）、③（7号〔仲裁判断の未確定〕）、そして⑤（国際訴訟競合）は、もっぱら法技術的な問題である。一方、②（1号〔仲裁合意の無効〕）は、仲裁廷の仲裁権限の問題であり、④（9号〔公序良俗違反〕）も、新たな主張（詐欺的取引）を除き、実質的には同じ問題を公序の事由として争っているといえる。そうすると、早い段階で争点を整理し、②に時間

¹²⁹⁾ 本件のように、仲裁判断が二回（一部終局判断と終局判断）に分けてくだされている場合、具体的な数字を含む主文部分が記載されている仲裁判断書（終局判断）のみを添付すれば足りるであろう。

¹³⁰⁾ 民事執行法22条6号の2の解釈上問題があることに加え、事件記録が5年しか裁判所に保存されない（決定原本は30年保存される）ことを考えると（事件記録等保存規程〔令和5年11月22日改正〕別表第一の17）、仲裁判断の原文が5年で廃棄されるのは、正確な情報の保存という観点からも望ましくない。

¹³¹⁾ 永末秀伸「東京地裁本庁における『仲裁関係事件』の審理の状況等について」JCA 64巻（2017）7号3頁。

¹³²⁾ 永末・前掲注131）7頁

¹³³⁾ 出井直樹「仲裁判断取消審の在り方——東京高裁平成30年8月1日決定が投げかけるもの——」JCA 66巻3号（2019）3頁、7頁

を割いて審理することが理想的であった。そうできなかったのは、仲裁関係事件の裁判例の数が少なく、知見の集積・共有が進んでいないことから、法技術的な問題に対する先例が存在しないからである。その意味では、本決定が、それらの問題について先例を提供したことは望ましいといえる。

なお、本決定に対し、許可抗告および特別抗告が申し立てられたが、それぞれ、不許可（東京高決令和6・11・18〔令和6年（ラ）第436号〕）、棄却（最決令和7・2・7〔令和6年（ク）第1336号〕）の決定がくだされている。その後、2025年3月6日、米国において、確認命令がくだされている。そのほか、現在（2025年5月19日）、本件で得られた債務名義について、請求異議訴訟が係属中である。

(4) 証人尋問・当事者尋問

Yは、仲裁手続において、Bの陳述書を書証として提出し、証人尋問の申出を行った。しかし、Bが期日（ウェブ会議）に欠席したため¹³⁴⁾、仲裁廷は、ICDR規則¹³⁵⁾26条4項に基づき、陳述書を証拠から排斥した¹³⁶⁾。そのうえで、Yは、原審において、BとCの陳述書（前者は仲裁提出時より詳細なもの）を書証として提出し、抗告審において、Cの行為のYへの効果帰属を否定するため（②）、Bの当事者尋問とCの証人尋問の申出を行った。しかし、原裁判所も抗告裁判所も、いずれの人証も採用しなかった。また、BやCを参考人とする審尋も行われていない（仲裁10〔令5法53改正後の12〕条、民訴187条参照）¹³⁷⁾。

人証を含む証拠の採否は裁判所の専権事項であるから、裁判所が必要だと考えれば、仲裁関係事件であっても、証人尋問・当事者尋問を行うことは可能である（仲裁10〔令5法53改正後の12〕条、民訴181条1項）。しかし仲裁関係事件の場合、実質的再審査の禁止（上記2(4)参照）、仲裁の利点である迅速性、秘密保持¹³⁸⁾などを考慮すると、裁判所は、例外的な場合でなければ証人尋問・当事者尋問を行わ

ないであろう¹³⁹⁾。実際、本件のように、仲裁手続における争点が（仲裁合意を含む）本件契約が有効に成立したかどうかであったにも関わらず、仲裁合意の有効性（②）を争うために証人尋問・当事者尋問を行うことは、実質的再審査に限りなく近づくように思われる。

(5) 仲裁合意の訳文

上記1(4)で述べたとおり、抗告審の途中で、裁判所からニューヨーク条約が適用される可能性があるので、念のため、同条約に基づく予備的主張を追加するとともに、4条の申立要件のうち未提出の文書（仲裁合意とその翻訳）を追加提出するよう促された。それにより、仲裁法が申立要件を緩和した意義を身をもって学んだことから、最後に、ニューヨーク条約の申立要件が大きな負担となり得ることを説明する。

ニューヨーク条約4条は、仲裁判断に加えて、仲裁合意の原本または謄本、および、それらの翻訳文の提出を要求している。本件において、仲裁合意は仲裁条項として本件契約に含まれているところ、契約書全文（61頁）の原文と数頁の訳文は既に証拠として原審に提出されていたが、仲裁条項を含む大部分は未翻訳であった。そのため、契約書全文を翻訳する必要があるか、仲裁条項のみで足りるかという問題が生じた。仮に契約書全文を翻訳する場合、この要件を満たすことは申立人にとって大きな負担になる。そもそも、本件において、仲裁条項は本件仲裁判断の中で主要部分が引用されており、仲裁判断書の訳文は仲裁法46〔令5法53改正後の48〕条2項の申立要件¹⁴⁰⁾として提出しているから、必ずしも内容を確認するために訳文が必要だったわけではない。検討した結果、私（X代理人）は、裁判所も最終的に仲裁法を適用するだろうと考えていたこともあって、仲裁条項の訳文のみを提出した。なお、仲裁条項のみで足りるとしたチューリッヒ（スイス）上訴裁判所の裁判例があるようである¹⁴¹⁾。

¹³⁴⁾ 2022年5月16日の本案審理のBの欠席をうけて、翌17日の尋問が許可されたが、同日も欠席した（原決定別紙一部終局判断パラグラフ18-19）。なお、両日とも、B代理人は出廷している。

¹³⁵⁾ 2021年3月1日改訂・発効。

¹³⁶⁾ 原決定別紙一部終局判断パラグラフ19。

¹³⁷⁾ 取消申立事件の審理手続において、参考人の審尋が行われていることが紹介されている（永末・前掲注131）6頁）。

¹³⁸⁾ 審尋は非公開であるが、証拠開示期日（広義の口頭弁論期日）は公開の法廷で開かれる。

¹³⁹⁾ 調査した限り、仲裁判断の承認執行において、人証取調べが行われたことが決定（判決）文上明らかな裁判例は、東京地判平成13・6・20 Westlaw Japan 文献番号2001WLJPCA06200008（証人尋問）のみである。

¹⁴⁰⁾ 仲裁法の一部を改正する法律（令和5年法律第15号）により、本申立後、翻訳要件が緩和されている。

¹⁴¹⁾ ICCA Guide, p. 74. なお、建築契約書は別紙を含め1000頁を超えることがあるという注記があるが、判決文を入手していないので、これが裁判例の内容と関係しているかはわからない。

また、ニューヨーク条約 4 条 2 項は、仲裁判断および仲裁合意の翻訳文が「公の若しくは宣誓した翻訳者又は外交官若しくは領事官による証明を受け」ていることを要求している。その趣旨は翻訳の正確性を担保することにある¹⁴²⁾。一方、仲裁法がこの要件を緩和したのは、翻訳の正確性が問題とされた場合、仲裁判断の執行決定の審理手続の中で確定されればよいという立場をとっているからである¹⁴³⁾。日本の民事訴訟においても、外国語の文書を書証として提出する際、訳文の添付を求められるが¹⁴⁴⁾、翻訳の正確性の証明は求められない¹⁴⁵⁾。これは、外国判決の承認執行の際に書証として提出される外国判決の訳文でも同じである。実際、例えば、ある契約条項の訳文の正確性が争われる場合、通常、その解釈が争われているのであるから（そうでなければ争う実益がない）、弁論主義のもと当事者（代理人）に議論させるのが最も効率が良い¹⁴⁶⁾。仲裁判断と仲裁合意の訳文についても、たとえ翻訳者、外交官または領事官の証明を得ていても、執行債務者がそれを争えば、審理手続の中で議論されることになる。なお、裁判例においては、関係国の駐日領事官の証明を得ている例が多いようである¹⁴⁷⁾。私は、最小限の負担でこの要件を満たすべく、公証役場に赴き、自らの訳文について、翻訳証明書の宣誓認証を行った。これによって、一応、「宣誓した翻訳者…」による証明を受け」ているといい得る。結局、裁判所が仲裁法を適用したことから、この点について、裁判所がどのように判断したかはわからない。中立性という観点から批判は可能であるが（ただし、これも結局は正確性の問題である）、本件のように、執行債務者が代理人に委任し、かつ、外国語が英語の場合、実際上の問題はないと考える。翻訳の正確性を争う機会が実質的に担保されているといえるし、争いがある箇所（文言・文）について、裁判所も自ら検証できるからである。一方、例えば、執行債務者が代理人に委任していない、または、日本で容易に情報を得られない外国語で作成されている場合、ニューヨーク条約 4 条 2 項が適用される限り¹⁴⁸⁾、領事官などの証明が望ましいであろう。

5 まとめ

本決定は、仲裁法、ニューヨーク条約、そして二国間条約（日米友好通商航海条約）の適用関係について、従来の裁判例（下級審判例）と異なる準則を定立した。新たな準則は、国内法との整合性、国際標準との調和、そして運用上の実効性という 3 つの観点から優れており、今後、事実上の規範として踏襲される可能性がある。

そのほか、本件は、仲裁地国（米国）における仲裁判断の確認（執行許可）が並行して申し立てられ、両手続の関係が、国際訴訟競合および仲裁法 45（令 5 法 53 改正後の 47）条 2 項 7 号（仲裁判断の未確定）の観点から争点とされたこと、仲裁合意の締結能力（1 号）が争点とされたこと、公序審査（9 号）の対象範囲が争点とされたこと、など他の裁判例に見られない新しさがある。本決定は、それらの争点について、必ずしも整理されたかたちで理由を提示していないものの、それぞれ、妥当と思われる結論をくだしており、今後の実務の参考になる。

¹⁴²⁾ 中村・前掲注 24) 410 頁、コメントール 270 頁

¹⁴³⁾ コメントール 270 頁

¹⁴⁴⁾ 民訴規 138 条 1 項。裁所 74 条参照。

¹⁴⁵⁾ 私の知る限り、法律事務所の翻訳チームが訳文を作成する場合を含め、代理人が翻訳者である例がほとんどである。

¹⁴⁶⁾ 民訴規 138 条 2 項参照。

¹⁴⁷⁾ 中村・前掲注 24) 410 頁にまとめられている。

¹⁴⁸⁾ この場合でも、仲裁法が適用される限り、翻訳証明は不要である。

全文

決 定

東京都千代田区〔……〕

原告人 Y〔日本法人〕

同代表者代表取締役 B

同代理人弁護士 牛嶋龍之介

同 岸知咲

同 呉礼恩

アメリカ合衆国ニューヨーク州〔……〕

相手方 X〔米国法人〕

同代表者 A

同代理人弁護士 三宅淳

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用はYの負担とする。

理 由

第1 本件抗告の趣旨及び理由

本件抗告の趣旨及び抗告の理由は、別紙「即時抗告申立書」に記載のとおりである。

第2 事案の概要（略称は原決定の例による。）

1 本件は、XがY及びZを相手方としてエネルギー事業の譲渡に関する紛争について米国仲裁協会国際紛争解決センターに申し立てた本件仲裁事件において、本件仲裁廷が令和4年12月9日に本件仲裁判断を言い渡したとして、Xが、仲裁法46条1項に基づき、本件仲裁判断に基づく執行決定を求めた事案である。

原審が、本件仲裁判断に仲裁法45条2項9号の事由は存在しないとして、仲裁法46条1項に基づき、本件仲裁判断に基づく執行決定を認めたところ、Yが抗告した。

Yは、当審において、本件仲裁判断に基づく執行の手続には、日米友好通商航海条約が適用されるところ、本件においては同条約4条2項の要件を満たしていないなどと主張し、Xは、当審において、予備的に外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」という。）3条に基づく請求を追加した。

2 前提事実は、原決定4頁2行目の末尾の次に行を改めて以下のとおり加えるほかは、原決定の「理由」第2の

2（原決定2頁10行目冒頭から4頁2行目末尾まで、別紙を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

「(6) 日本とアメリカ合衆国は、昭和28年4月2日に日米友好通商航海条約を締結し、その後、日本は昭和36年6月20日に、アメリカ合衆国は昭和45年9月30日に、それぞれニューヨーク条約に加入した。

(7) 本件執行決定の手続において、米国仲裁協会の国際部門である国際紛争解決センターのアシスタント・ヴァイス・プレジデントの証明のある本件仲裁判断の写し及びその翻訳書が提出されている。」

第3 当裁判所の判断

1 補正して引用する原決定第2の2のとおり、アメリカ合衆国ニューヨーク州法に準拠して設立された有限会社であるXは、日本の株式会社であるYを被申立人として、日本における本件仲裁判断に基づく執行決定を求めているところ、本件仲裁判断はアメリカ合衆国においてされ、日本及びアメリカ合衆国は、日米友好通商航海条約を締結し、また、いずれもニューヨーク条約に加入しているから、本件仲裁判断に基づく執行の手続に、日米友好通商航海条約、ニューヨーク条約又は日本の仲裁法のいずれが適用されるかが問題となる。

ニューヨーク条約7条1項は、「この条約の規定は、締約国が締結する仲裁判断の承認及び執行に関する多数国又は二国間の合意の効力に影響を及ぼすものではなく、また、仲裁判断が援用される国の法令又は条約により認められる方法及び限度で関係当事者が仲裁判断を利用するいかなる権利をも奪うものではない。」と規定しているところ、ニューヨーク条約は、外国仲裁判断の承認、執行を円滑にすることを目的としているものと解されるから、これは、外国仲裁判断の承認及び執行を求める当事者において、より制限的でない仲裁判断が援用される国の法令又は条約を選択することを認めたものというべきである。そうすると、アメリカ合衆国においてされた仲裁判断の執行を日本において行う場合、日米友好通商航海条約、ニューヨーク条約及び日本の仲裁法のうち、同仲裁判断の承認及び執行を求める者が最も制限的ではないとして選択した条約ないし仲裁法を適用すべきである。

したがって、本件仲裁判断に基づく執行手続には、Xがその適用を主張する日本の仲裁法が適用されるというべきである。

2 前記1のとおり、本件仲裁判断の執行決定の手續には日本の仲裁法が適用され、また、補正して引用する原決定第2の2(7)のとおり、仲裁法46条2項所定の書面が提出されているところ、当裁判所も、Xは、仲裁法46条1項に基づき本件仲裁判断の執行決定を求めることができると判断する。その理由は、原決定の「理由」第3の1（原決定5頁20行目冒頭から7頁24行目末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3(1) これに対し、Yは、本件仲裁事件に係る仲裁合意（以下「本件仲裁合意」という。）の締結に当たってYを代表したC（以下「C」という。）は、Yの取締役にすぎず、Yを代表する権限はない旨主張する。

しかし、記録及び審尋の全趣旨によれば、Cは、Yの担当者として、本件仲裁合意を含む本件契約の締結に向けてのXとの交渉を行っていたところ、Y代表者は、同交渉に関してCとX担当者との間で送受信されたメールを受信していたが、Cの上記交渉について異議等を述べていないこと、Yは本件契約によってXから譲り受けた事業を18か月間運営したことが認められ、同事実からすると、Cは、Yから、本件仲裁合意を締結する代理権を授与されていたものと認められるから、Yの上記主張を採用することはできない。

(2) また、Yは、Xは、アメリカ合衆国において、連邦仲裁法207条に基づき本件仲裁判断の確認の申立てをしており、同手續は確定していない旨主張するが、本件仲裁合意においては、仲裁判断は上訴又は再審の対象とならない旨合意されているから（本件契約11.22条）、本件仲裁判断が確定していないということはできず、また、Yが主張する上記事実が仲裁法上の執行決定をする上で支障となるとも認められない。

4 Yがその他主張する点も、前記認定、判断に照らし、採用できない。

5 よって、本件抗告は、棄却されるべきであり、主文のとおり決定する。

令和6年10月1日

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 永谷典雄
裁判官 佐野信
裁判官 福渡裕貴

(別紙)

即時抗告申立書

2023年12月28日

東京高等裁判所 御中

東京地方裁判所 御中

抗告人代理人弁護士 牛嶋龍之介

同 岸知咲

同 呉礼恩

別紙当事者目録記載の当事者間の東京地方裁判所令和5年（仲）第2号執行決定申立事件について、同裁判所が令和5年12月21日にした後述の決定は不服であるから即時抗告を申し立てる。

第1 原決定の表示

同裁判所の令和5年12月21日にした決定（以下「原決定」という。）は、以下のとおりである。

1 XがY及びZを相手方として米国仲裁協会国際紛争解決センターに申し立てた事件（事件番号〔……〕）について、同センターの仲裁廷が令和4年12月9日に言い渡した仲裁判断のうち、Yが、Xに対し、Zと連帯して負っている164万6690.02米ドル、利息60万4180.08米ドル、弁護士費用35万0275.11米ドル、仲裁費用11万0662.50米ドル及び令和4年12月10日から支払済みに至るまで1日当たり541.38米ドルの金員の支払義務につき、XがYに対し強制執行をすることを許可する。

2 申立費用はYの負担とする。

第2 抗告の趣旨

原決定を取り消すとの裁判を求める。

第3 抗告の理由

1 要旨

以下に述べるとおり、原決定は、本件仲裁判断に基づく執行決定にあたって、①日本とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約（以下「日米友好通商航海条約」という。）第4条第2項の要件を満たしていないこと、②Xが、Yに対し、アメリカ合衆国連邦裁判所で連邦仲裁法第207条に基づく仲裁判断の確認手續を申請していること、③外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」という。）第5条第1項(a)前段の仲裁判断の承認

及び執行の拒絶事由があることを考慮しておらず、取り消されなければならない。

2 日米友好通商航海条約第4条第2項の要件を満たしていないこと

日本及びアメリカ合衆国はニューヨーク条約の締約国であり、日本において適用を締約国でなされた仲裁判断に限定する留保の下で1961年9月18日に発効し、アメリカ合衆国において1970年12月29日に発効した。同条約第7条第1項前段には、「この条約の規定は、締約国が締結する仲裁判断の承認及び執行に関する多数国間又は二国間の合意の効力に影響を及ぼすものではなく」と定められている。ニューヨーク条約は、この規定により、後法優先の原則（*Lex posterior derogat legi priori* として、国際的にも認められた原則である。）を否定している。日本及びアメリカ合衆国で締結している日米友好通商航海条約も効力を有し、ニューヨーク条約の発効前の1953年10月30日に発効している。本件には、ニューヨーク条約と日米友好通商航海条約との関係がいわば一般法と特別法の関係にあるものとして、特別法優先の原則（*Lex specialis derogat legi generali* として、一般法及び特別法の成立の前後に関係なく、国際的にも認められた原則である。）により、日米友好通商航海条約第4条第2項が適用される。大阪地裁平成23年3月25日決定は、ニューヨーク条約と日中貿易協定との関係がいわば一般法と特別法の関係にあることを認めている（乙10号証）。ニューヨーク条約よりも緩やかな要件で執行を認める条約が優先適用されるが、厳しい要件の条約がニューヨーク条約締約国の間では適用されないとの見解も唱えられている。同条約第7条第1項後段には、「仲裁判断が援用される国の法令又は条約により認められる方法及び限度で関係当事者が仲裁判断を利用するいかなる権利をも奪うものではない」と定められているだけで、厳しい要件の条約がニューヨーク条約締約国の間では適用されない帰結を導く条文上の根拠がない。名古屋地裁一宮支部昭和62年2月26日判決（乙11号証）は、ニューヨーク条約の適用について何ら言及することなく、日米友好通商航海条約第4条第2項を適用している。その結果、一方の国を仲裁地とする仲裁判断を他方の国の管轄裁判所が執行宣言するためには、以下の4要件が必要とされる。

① 仲裁による紛争の解決を規定する契約に従って正当にされた仲裁判断であること

- ② 仲裁判断がされた地の法令において確定していること
- ③ 仲裁判断がされた地の法令において執行することができること
- ④ 執行を宣言することを求められた国の管轄裁判所が公序良俗に反すると認めないこと

アメリカ合衆国には、連邦仲裁法と州仲裁法があるが、アメリカ合衆国憲法第6編第2項の最高法規条項により、連邦仲裁法と州仲裁法が抵触する場合には、連邦仲裁法が優先する。しかし、これは、連邦仲裁法の実体法の規定に関する限り当てはまるが、連邦仲裁法の手続法の規定は、連邦裁判所でのみ適用され、州仲裁法の手続法の規定は、州裁判所でのみ適用されるので、両者が抵触することはない。連邦仲裁法第1条及び第2条によれば、連邦仲裁法は、本件のような異なる州間の当事者間の取引及び外国の当事者との取引に関する仲裁合意がある場合に適用される。連邦仲裁法第9条は、裁判所による仲裁判断の確認手続は、確認手続をする合意があり、かつ、仲裁判断後1年以内に確認手続の申請があれば、当事者から仲裁判断の取消又は変更の請求がなされていない限り、認めなければならないとされている。そして、連邦仲裁法第13条では、仲裁判断の確認決定がされて、判決が登録されないと執行できないとされている（乙12-1号証、乙12-2号証）。

日本では、条約には法律より上位の国内法上の効力が認められる。日米友好通商航海条約第4条第2項は国内で直接適用することが可能であるので、仲裁法に優先して適用される。ニューヨーク条約第7条第1項後段には、「この条約の規定は、仲裁判断が援用される国の法令又は条約により認められる方法及び限度で関係当事者が仲裁判断を利用するいかなる権利をも奪うものではない」と定められているが、日米友好通商航海条約には、同種の規定がないので、本件では、Xは、日本の仲裁法に基づく仲裁判断の承認及び執行を求めることはできない。

Xは、日米友好通商航海条約第4条第2項の要件、特に仲裁判断がアメリカ合衆国の法令において執行することができることの要件の主張及び立証を一切していない。

3 Xが、Yに対し、アメリカ合衆国連邦裁判所で連邦仲裁法第207条に基づく仲裁判断の確認手続を申請していること

Yに対する申請書及び召喚状の送達されていないが、アメリカ合衆国裁判所のオンラインで公開された訴訟記

録（乙 13-1 号証、乙 13-2 号証）によれば、2023 年 8 月 21 日、X は、Y に対し、連邦仲裁法第 207 条に基づく仲裁判断の確認手続の申請書をアメリカ合衆国連邦地方裁判所に提出した。同条では、ニューヨーク条約の適用される仲裁判断の後 3 年以内に確認手続の申請があれば、裁判所は、ニューヨーク条約の定める仲裁判断の承認又は執行を拒絶又は遅らせる理由の一つが認められない限り、仲裁判断を確認しなければならないとされている（乙 12-1 号証、乙 12-2 号証）。仲裁法第 10 条により、裁判所が行う手続に関して、民事訴訟法が準用されているが、本件は、同一の仲裁判断のニューヨーク条約に基づく承認及び執行という同一の事件について国際的な訴訟競合が生じている。日本での訴訟が先に係属しているものの、仲裁地をアメリカ合衆国として同国内で仲裁手続が行われており、仲裁合意を含むアメリカ合衆国の会社の持分譲渡契約書が Y のアメリカ合衆国弁護士を通じて交渉され、署名者が特定されていないものの Y の代表者によって署名されたと主張されているので、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることになる。このように民事訴訟法第 3 条の 9 の要件が認められるので、特別事情により申立ての却下をするか、少なくとも、アメリカ合衆国の確認手続が終了して、それに関する裁判が確定するまで、申立てに係る手続を中止するべきである。

仲裁判断の確認決定がされ、判決が登録、確定すると、民事訴訟法第 118 条の定める要件を具備すれば、外国裁判所の確定判決として承認され、民事執行法第 24 条の執行判決が確定することにより執行される。東京地裁昭和 44 年 9 月 6 日判決は、これを認めている（乙 14 号証）。しかし、Y は、X に対する申請書及び召喚状が民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約の定めに従って送達されるまでは応訴する必要はないので、応訴していないに過ぎない。

4 ニューヨーク条約第 5 条第 1 項(a)前段の仲裁判断の承認及び執行の拒絶事由があること

日米友好通商航海条約第 4 条第 2 項の第 1 の要件は、単に「契約に従って正当にされた判断」と規定しているが、この要件は有効な仲裁契約であることは当然前提とされているというべきであり、本件のように仲裁人がニューヨーク州の抵触法のルールに基づいてニューヨーク州法を

適用して仲裁契約を有効と判断している場合でも、その仲裁判断の執行に際して再審できる問題であるというべきである。この点は、ニューヨーク条約では明記されており、ニューヨーク条約第 5 条第 1 項(a)前段により、仲裁合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であったことは、仲裁判断の承認及び執行の拒絶事由とされている。ニューヨーク条約には、その当事者に適用される法をどのように決定するかについて、規定がないが、仲裁判断の承認及び執行が求められている国の抵触法に関するルールによって決定されると解するのが一般的である（乙 14 号証）。日本において仲裁判断の承認及び執行が求められている場合には、抵触法に関する日本のルールが適用される。

誰が会社を代表する権限を有するかは、抵触法に関する日本のルールである法の適用に関する通則法には、規定がなく、解釈に委ねられている。様々な見解があるが、会社の行為能力の問題であり、会社の属人法である設立準拠法が適用されるとするのが抵触法に関する日本のルールであるとする見解が有力である（乙 15 号証）。この見解によれば、Y は日本法に準拠して設立された会社であり、日本法が適用される。会社法第 362 条第 2 項により、Y のような取締役会設置会社は、取締役の中から代表取締役を選定する必要があり、会社法第 349 条第 4 項により、代表取締役が会社を代表する権限を有しており、各取締役が会社を代表する権限を有するものではなく、会社法第 354 条により、会社は、代表取締役以外の取締役に社長、副社長その他会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該取締役がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負うとされている。また、民法第 109 条の表見代理の規定は、任意代理だけに適用され、法定代理には適用されないと解されている（大審院判決明治 39 年 5 月 17 日大審院民事判決録 12 輯 758 頁）。会社の代表取締役の地位にある者に当然に会社を代表する権限を認められるので、民法第 109 条の要件とする「第三者に対して他人の代理権を与えた旨の表示」が問題とならないので、同様に民法第 109 条の適用がない。さらに、民法第 110 条の表見代理の規定は、代理人になんらかの代理権がなければ、適用がない。

本件では、Y は、持分譲渡契約書の Y 署名欄に署名した C 氏が Y の単なる取締役であったに過ぎず、会社を代表する権限を有しておらず、会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付していない（乙 9 号証）。X が善意

か否かを問わず、Yが仲裁合意について契約責任を負うことはない。

5 まとめ

以上のとおり、原決定は、本件仲裁判断に基づく執行決定にあたって、①日米友好通商航海条約第4条第2項の要件を満たしていないこと、②Xが、Yに対し、アメリカ合衆国連邦裁判所で連邦仲裁法第207条に基づく仲裁判断の確認手続を申請していること、③ニューヨーク条約第5条第1項(a)前段の仲裁判断の承認及び執行の拒絶事由があることを考慮しておらず、取り消されなければならない。

以上

決 定

アメリカ合衆国ニューヨーク州〔……〕
申立人 X〔米国人〕
同代表者 A
同代理人弁護士 三宅淳
東京都千代田区〔……〕
被申立人 Y〔日本人〕
同代表者代表取締役 B
同代理人弁護士 松本慶

主 文

1 XがY及びZを相手方として米国仲裁協会国際紛争解決センターに申し立てた事件（事件番号〔……〕）について、同センターの仲裁廷が令和4年12月9日に言い渡した仲裁判断のうち、Yが、Xに対し、Zと連帯して負っている164万6690.02米ドル、利息60万4180.08米ドル、弁護士費用35万0275.11米ドル、仲裁費用11万0662.50米ドル及び令和4年12月10日から支払済みに至るまで1日当たり541.38米ドルの金員の支払義務につき、XがYに対し強制執行をすることを許可する。

2 申立費用はYの負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

1 Xは、Y及びZ（以下「Z」という。）を相手方として米国仲裁協会国際紛争解決センターに仲裁を申し立てた（事件番号〔……〕事件。以下、「本件仲裁事件」という。）ところ、仲裁人ハジットM・アルク、ローリー・フォスター及びハロルド・アスピスにより構成された仲裁廷（以下「本件仲裁廷」という。）は、令和4年12月9日に本件仲裁事件の終局的な仲裁判断として別紙1記載の仲裁判断（以下、「本件仲裁判断」という。）を言い渡した。本件は、Xが、仲裁法46条1項に基づき、Yに対する本件仲裁判断に基づく執行決定（民事執行を許す旨の決定）を求める事案である。

2 前提事実

(1) Xはアメリカ合衆国ニューヨーク州法に準拠して設立された有限責任会社であり、Yは日本の株式会社である。Zはデラウェア州法に基づいて設立された有限責任会社であり、Yの子会社である。

(2) Xは、令和3年8月12日、Y及びZを相手方として、米国仲裁協会国際紛争解決センターに対し仲裁を申し立てた（本件仲裁事件）。

(3) Xは、本件仲裁事件において、Xは、令和元年11月8日、Y、Z等との間で、①ZがD（以下「D」という。）の全持分を持分権者から取得して、同持分の対価として104万8000ドルをXに支払い、②Zは、Xが日本の銀行に預けていた担保金164万6690.02ドルを、令和3年4月30日にXに対して支払い、③Yが上記②のZの支払債務（以下「本件債務」という。）を保証すること等を内容とする持分譲渡契約（以下「本件契約」という。）を書面（以下「本件契約書」という。）により締結したが、Z及びYは本件債務の支払を怠っていると主張してその支払等を求めた。これに対し、Yは、Yが本件契約を締結したことはなく、本件契約書の署名は偽造である旨を主張した。なお、Zは、本件仲裁事件に出廷しなかった。

(4) 本件仲裁廷は、令和4年9月22日付けで別紙2記載の一部終局判断（以下「本件一部終局判断」という。）をした。本件一部終局判断は、概要、以下のとおり説示して、Yが本件契約を締結したと認定し、Z及びYは、連帯して、Xに対し責任を負うと判断した。

ア エネルギー事業に従事しているXは、令和2年頃、日本市場に参入することを決め、デラウェア州の有限責任会社であるDを設立し、Dは日本の事業会社であるE（以下

「E」という。)を所有した。

イ Xは、日本市場から撤退し、EをYに売却することを決定し、Y等との間で、本件契約を締結した。Yは、本件契約の締結を否定し、本件契約書の署名は偽造であると主張しているところ、本件契約書の署名が、Yの代表取締役であるB（以下「B」という。）のものであるか、取締役であったC（以下「C」という。）のものであるかは不明であるが、ニューヨーク州法の下では、会社役員は契約書に署名する権限を有するとみなされるから、署名者がB又はCのいずれであっても本件契約はYを拘束する。少なくとも、Cは、Yを拘束する表見上の権限を有していた。

ウ Yは、本件契約締結後の18か月間、購入した事業を運営し、その間、本件契約の取消し又は否認を試みたという指摘は、当事者からなされていない。

(5) 本件仲裁廷は、令和4年12月9日、別紙1記載の本件仲裁判断を行った。本件仲裁判断は、本件一部終局判断に基づき、Y及びZは、連帯して、Xに対し、164万6690.02米ドル、利息60万4180.08米ドル、弁護士費用35万0275.11米ドル、仲裁費用11万06362.50米ドル及び令和4年12月10日から支払済みに至るまで1日当たり541.38米ドル等を支払う義務がある旨の判断を示している。

3 争点及び当事者の主張の要旨

本件の争点は、本件仲裁判断の内容が「日本における公の秩序」に反するか否かである（仲裁法45条2項9号該当性）。

(Y)

(1) 本件仲裁事件における最大の争点は本件契約の成否であり、当該争点において最も重要な証拠は本件契約書であったところ、本件契約書は写し（電子データ）であったことに加え、本件契約書の署名欄に署名を行った者はYの唯一の代表取締役であるBでなく、Yの元取締役であったCであった。すなわち、本件契約書にYの代表権限のある者の真正な署名はなかったにもかかわらず、本件仲裁廷は本件契約書に誰が署名を行ったのか特定せずに本件契約の成立を認めており、本件仲裁判断には手続的な公序良俗違反がある。

(2) Xは、本件契約の締結以前から、Eに対し消費者庁が行政処分を行う高度の蓋然性を認識し、上記行政処分によ

ってEの企業価値が毀損されることを予期していたにもかかわらず、これをYに伝えることなく、不当に高額な金額で持分を譲渡した。したがって、本件契約は、Xにおいて情報提供義務に反した点で詐欺的取引であり、その内容の実現は公序良俗違反に当たり無効とされるべきものであるから、本件仲裁判断に基づいて執行を行うことは公序良俗違反となる。

(X)

(1) そもそも、本件契約においては本件契約書の電子データについても原本とみなす旨の規定があるから、本件仲裁判断において資料とされた本件契約書が写しであるという点は前提が誤っている。

いずれにしても、本件仲裁廷がどの証拠によりいかなる事実を認定するのかは仲裁人の自由な判断に委ねられている以上、Yの主張は、つまるところ、事実認定の不当というものにすぎないから、本件契約書が写しであるという点をもって本件仲裁判断が公序良俗違反に当たることはない。

また、本件仲裁廷は、審理に現れた全ての資料状況を評価の上、本件契約書上の署名がB、Cのいずれであるかにかかわらず、Yが本件契約を承認・同意したと認定している。本件仲裁判断において本件契約書の署名の特定がなされていないことをもって公序良俗違反となることはない。

(2) 本件契約が詐欺的取引であるから無効であるとの主張は、本件仲裁事件において提出されなかった新たな主張である。本件手続において、仲裁手続において提出されなかった新たな主張をすることは許されないというべきである。

また、Eが、本件契約締結前から、消費者庁から調査を受けていたことは事実であるが、かかる調査を受けていたからといって、XにおいてEが行政処分を受けるかどうか、受けるとした場合の時期・内容を事前に知り得るはずがない。他方で、YはEが消費者庁から調査を受けていたことを知っていた。したがって、仮に新たな主張をすることができるとしても、本件契約が詐欺的取引となることはないから公序良俗違反となることはない。

第3 当裁判所の判断

1 本件争点（本件仲裁判断の内容が「日本における公の秩序」に反するか）について

(1) 仲裁手続は、民事上の紛争解決を仲裁人に委ね、仲裁人による判断に服する旨の合意に基礎を置く裁判外紛争処理制度であるところ、現行法上、上訴手続は予定されているものではなく、仲裁判断は終局的なものとして位置付けられている。また、裁判所は、仲裁手続に関しては、仲裁法が規定する場合に限り、その権限を行使することができ（同法4条）、Xが同法46条1項に基づき執行決定を求める申立てを行った場合、同法45条2項各号に掲げる事由のいずれかがあると認める場合に限り、当該申立てを却下することができるものとされている（同法46条8項）。

上記のような仲裁判断の位置付け及び仲裁法の定めからすれば、仲裁判断はできる限り尊重されるべきであって、裁判所において仲裁判断の実質的な再審査を行うような審理を行うことは許されないものというべきであり、また、同法45条2項9号は、単に仲裁判断の内容に事実誤認や法令の解釈適用の違法がある場合に、執行決定の申立てを却下する趣旨ではなく、仲裁判断によって実現される法的結果が我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相容れないと認められる場合に、執行決定を求める申立てを却下することができることを定めたものと解すべきである。

(2) Yは、本件契約書が写しであること及び本件契約書の署名を行った者がB、Cのいずれであるのかを特定せずに本件契約の成立を認定した点をもって公序良俗違反にあたると主張する。

しかし、本件契約書の電子データが原本であるかどうかや、これを本件契約を認定するための証拠として用いるかどうかは、本件仲裁廷の判断事項である上、我が国の裁判手続においては、仮に契約書の電子データが原本でなくても、これを証拠として用いることは可能であるから、本件仲裁廷がこれを証拠として本件契約を認定したことが、我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相容れないということとはできない。

また、本件契約書の署名については、本件仲裁廷は、ニューヨーク州法の下では会社役員は契約書に署名する権限を有するものとみなされるから、本件契約書上の署名がB、CのいずれによるものであってもYは本件契約に拘束されると判断しているのであり、このような認定判断が違法であることの根拠はYの主張によっても明らかでない。

結局のところ、Yの主張は、Yによる本件契約の締結を認定した本件仲裁廷の事実認定の不当を述べるものにす

ぎない。以上からすれば、Yの主張を採用することはできない。

(3) また、Yは、概要、XがEに対する行政処分の高度の蓋然性を認識していたにもかかわらずこれを秘した点をもって、本件契約は詐欺的取引であり無効であるから、本件仲裁判断に基づいて執行を行うことは公序良俗違反になると主張している。

しかし、仮にEに対して行政処分がされる蓋然性があることをXが認識しており、そのことをYに伝えなかったとしても、そのような事情があることは、我が国においては、取引の相手方の保護の観点から、本件契約に係る意思表示が詐欺によるものであり、契約が取り消されるかどうかという問題として取り扱われるものであり、直接公の利益にかかわるものではない。

また、一件記録によれば、上記主張は本件仲裁事件において提出されなかった新たな主張であり、本件仲裁判断も本件契約が詐欺によるものであるかどうかについて判断していないことが認められ、したがって、上記の主張は本件仲裁判断の内容に直接関わるものではない。加えて、Yは上記主張を本件仲裁事件において提出することができたのであるから、本件仲裁判断に従って執行を認めても手続保護に欠けるところはない。

これらの事情に鑑みれば、仮にXがEに対する行政処分の蓋然性を認識しており、これをYに伝えていなかったとしても、本件仲裁判断によって実現される法的結果が我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相容れないということとはできない。

(4) Yの主張はいずれも採用することができず、その他一件記録を検討しても、仲裁法45条2項9号に該当する事情を認めることはできない。

2 結論

以上によれば、本件申立ては理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり決定する。

令和5年12月21日

東京地方裁判所民事第6部

裁判長裁判官 中島崇

裁判官 柳澤諭

裁判官 野本亮

(別紙1)

終局判断

当職ら、末尾に署名のある仲裁人は、上記〔頭書〕当事者が締結した2019年11月8日付仲裁合意に従って任命され、正式に宣誓し、証拠及び当事者の主張を聴取し、2022年9月22日付一部終局判断を発し、下記のとおり、残された問題を処理するため管轄権を留保した結果、ここに、以下のとおり、裁定する。

I. 手続き履歴

1. 2022年9月2日、仲裁廷は、申立人であるX(「X」)を支持する一部終局判断を発した。
2. 一部終局判断において、仲裁廷は、Xに対し、利息、仲裁費用、並びに、合理的な弁護士報酬及び費用の請求を証明・実証する意見を提出するよう求めた。
3. 2022年10月12日、Xは、Xによる報酬、費用及び経費の申立(「申立て」)を支えるHの宣言書及び証拠書類を提出した。
4. 申立てを査定した結果、仲裁廷は、それを合理的かつ正当であると認め、請求総額の報酬、費用及び経費を付与した。
5. 従って、一部終局判断に鑑み、仲裁廷は、ここに、以下のとおり、終局判断を発する。

II. 裁定

6. 仲裁廷は、相手方であるY及びZが、連帯して、申立人であるXに対して責任を負うと認定し、Xに対し、次の金額を付与する。
 - a. 164万6690.02ドル(以前、一部終局判断を通じて付与したものを、全部言い直すかのように、言及することで本終局判断に組み入れる)、並びに
 - b. 利息60万4180.08ドル、並びに
 - c. 2022年12月10日から本終局判断の完全な支払日まで発生する追加の日利541.38ドル、並びに
 - d. Xの弁護士報酬及び実費35万0275.11ドル、並びに
 - e. アメリカ仲裁協会の国際部門であるICDRの

管理手数料及び経費の合計2万0872.50ドル、並びに、仲裁人報酬及び経費の合計9万4227.50ドルは、Y及びZが、連帯して、支払うものとする。従って、Y及びZは、連帯して、Xに対し、11万0662.50ドルを支払わなければならない、並びに

- f. Xによる本終局判断の回収及び強制執行の合理的費用。

7. 本終局判断は、本仲裁に提出された全ての請求及び要求の完全な解決である。
8. 本終局判断は、何通でも作成することができ、それぞれを原本とみなし、その全部を合わせて同一文書とする。

よって、当職らは、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約に関する1958年のニューヨーク条約1条に鑑み、本終局判断がアメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク郡において下されたことを証する。

日付：2022年12月9日

議長 Hagit Muriel Elul

仲裁人 Laurie Foster

仲裁人 Harold Aspis

(別紙2)

一部終局判断

当職ら、末尾に署名のある仲裁人は、上記〔頭書〕当事者が締結した2019年11月8日付仲裁合意に従って任命され、正式に宣誓し、証拠及び当事者の主張を聴取した結果、ここに、以下のとおり、裁定する。

I. 当事者

1. 申立人は、ニューヨーク州法に準拠して設立された有限責任会社であり、ニューヨークに主たる営業所を有するX(「X」)である。Xは、エネルギー事業に従事しており、特に、エンドユーザーに対する電力供給者として、従来エネルギーの代替を提供している。
2. 相手方は、Z(「Z」)及びYである。Y(「Y」)は、従前、〔旧商号〕として知られていた。Yは、日本法に準拠して設立され、日本国東京都千代田区〔……〕に主たる営業所を有する会社である。Zは、デラウェア

ア州法に準拠して設立され、〔……〕に主たる営業所を有する有限責任会社と認められる。Zは、本仲裁に出廷していない。

Xは、次の者により代理されている。

Ira G Greenberg
LOCKE LORD LLP

アメリカ合衆国
10281 ニューヨーク州ニューヨーク市
ヴェンヌストリート 200 番地 2001 号室

Yは、次の者により代理されている。

松尾明弘
松尾千代田法律事務所
日本国東京都
千代田区神田須田町 1-19
梅村・明照ビル 3 階

II. 仲裁合意

3. Xは、2021 年 3 月 1 日時点で有効な国際紛争解決センターの国際仲裁規則（「ICDR 規則」）に従い、Yに対する仲裁を開始するため、2021 年 8 月 12 日、アメリカ仲裁協会に対し、仲裁通知（「仲裁通知」）を提出した。
4. 2019 年 11 月 8 日付持分譲渡契約（以下、「譲渡契約」という）に含まれる仲裁合意に従い、仲裁が開始された。譲渡契約 11.22 条は、次のように定めている。

「両当事者は、本契約書、その成立、解釈若しくは不履行から生じる、又は、関連するいかなる論争若しくは請求も、その時点の国際紛争解決センターの国際仲裁規則（「ICDR 規則」 www.adr.org 参照）に従って管理及び開催される仲裁によって解決されることに合意する。仲裁は、米国ニューヨーク州ニューヨーク市において、ICDR 規則に従って任命された 3 名の中立的な仲裁人により、英語によって執り行われる。仲裁判断は、英語によって行われる。仲裁人は、同州において締結され、かつ、完全に履行される契約に適用される米国ニューヨーク州法に従って紛争を解決する（他の法域の法律を適用させ得る法選択規則は適用されない）。仲裁人の判断は最終的であり、上訴又は再審の対象とならず、世界各地の管轄権を有する裁判所において提訴し得る。」

5. 譲渡契約 11.7(b)条は、次のように定めている。「各

当事者は、ICDR 規則に基づく仲裁による紛争解決に関する本契約の規定が、両当事者間の紛争を最終的に解決する専属的方法を定める意図であることに同意する。」また、譲渡契約 11.7(a)条も関連しており、次のように定めている。「本契約は、他の法域の法律の適用を要求する法選択原則に関係なく、ニューヨーク州法に準拠し、解釈され、執行される。」

6. Yは、2022 年 1 月 14 日、仲裁申立書に対し、「意見書」と称する答弁書を提出した。Yは、Yが「Xとの間でいかなる契約も締結しておらず〔…〕また、本仲裁において提出された契約書上のY名義の署名は偽造である」と主張した。

III. 手続き履歴

7. 2021 年 10 月 26 日、ICDR は、3 名の仲裁人を仲裁廷に招聘した。都合及び利益相反を確認後、ICDR は、ICDR 仲裁規則 13(6)に従い、3 名の仲裁人を仲裁廷の構成員として任命することを確認した。2021 年 11 月 11 日、3 名の仲裁人は、Elul 仲裁人を仲裁廷の議長に任命した。
8. 2021 年 12 月 15 日、仲裁廷は、X及びYの弁護士とともに、手続審理を開いた。
9. 2022 年 1 月 4 日付手続命令第 1 号により、仲裁廷は、〔……〕氏をY弁護士との手続通話の間、通訳を支援する目的でのみ、仲裁廷秘書官として任命した。
10. 2022 年 1 月 25 日、仲裁廷は当事者と別の手続審理を開催した。
11. 2022 年 2 月 7 日、仲裁廷は手続命令第 2 号を発し、仲裁の日程および手続きを定めた。
12. 2022 年 3 月 8 日、仲裁廷は手続命令第 3 号を発し、Xの申立てにより、Yの同意を得て、当初Yの名称とした「英文表記1」及び「英文表記2」がYという名称の単一の存在であるという事実を反映した頭書に修正した。
13. 2022 年 3 月 17 日、仲裁廷は手続通話を開催し、特定の証拠開示手続きの問題、特に、Yが証拠開示手続きの日程を遵守していないことについて議論した。仲裁廷は、2022 年 3 月 30 日付手続命令第 4 号により、本案審理の日程表を議論するため、フォローアップの手続通話を 2022 年 4 月 5 日に予定した。
14. 2022 年 4 月 25 日、仲裁廷は、必要な場合、5 月 18 日および 19 日を予備日とし、本案審理を 5 月 16 日

及び17日に開催する日程表を定める手続命令を(誤って、再度、手続命令第4号と称して)発した。新型コロナウイルスの世界的流行に鑑み、審理を、ZOOMビデオにより、遠隔で開催することに合意した。

15. 2022年5月2日、仲裁廷は、手続通話を開催し、遠隔審理のためのロジスティクスについて議論した。2022年5月5日、仲裁廷は、遠隔審理の実施要項を採択する手続命令第5号を発した。
16. 当事者は、本案審理に先立ち、以下の証拠および提出物を取り交わした。Xは、公認会計士であり、Xの顧問であるF(「F陳述書」)、Xの社長及び株主であるA(「A陳述書」)、Locke Lord LLPのパートナーであり、Xの顧問であるG(「G陳述書」)、Locke Lord LLPのパートナーであり、Xの顧問であるH(「H陳述書」)の各陳述書を送達した。また、Xは、X書証1ないし41を提出した。最後に、Xは、2022年5月9日付審理前覚書を提出した。Yは、Yの取締役であるBの陳述書(「B陳述書」)を提出した。また、Yは、Y書証1ないし3を提出した。
17. 本案審理は、5月16日及び17日、正式に開催された。審理は英語で開催され、Yには、日本語通訳が提供された。審理は、法廷速記官によって記録された。
18. Xの各証人は、反対尋問に出廷した。Yの証人であるB氏は、2022年5月16日の指定時刻に反対尋問に出廷しなかった。仲裁廷は、2022年5月17日にB氏の反対尋問を行う許可を与え、Y弁護士に対し、B氏が出頭しない場合、彼の陳述書は、排除され得ると伝えた。しかし、Y弁護士は、2022年5月16日付Eメールにより、仲裁廷に対し、B氏が出頭しないことを伝えた。
19. 2022年5月17日、仲裁廷は、口頭最終陳述を聴取した。また、仲裁廷は、B氏が反対尋問に出廷しなかったことを理由する、XによるB陳述書の排除申立てについて、各当事者から意見を聴取した。仲裁廷は、ICDR規則26(4)に従い、Xの排除申立てを認めた。また、仲裁廷は、Xの申立てにより、基礎を欠くとして、Y書証1を証拠排除した。
20. 2022年6月26日、本案審理の調書の受領後、仲裁廷は、利息、手数料及び費用に関する提出物を除き、証拠調べの記録を終了した。

IV. 背景事実

21. 本紛争は、XとYとの間で締結された2019年11月8日付譲渡契約に起因する。Yは、譲渡契約の締結を否定しているが、後述のとおり、仲裁廷は、この主張を却下し、Yらが譲渡契約を締結する権限を有し、かつ、実際に締結したと認定する。
22. Xは、Yが、譲渡契約2.2(a)条に反し、164万6690.02ドルを不当に保持したと主張している。
23. 譲渡契約は、新たに自由化された日本の電力市場への参入を目的として設立したXのエネルギー事業のYに対する売却に関するものである。
24. 前述のとおり、Xは、ニューヨークの有限責任会社である。Xの所有者すべてであるA家の4名は、エネルギー事業に従事している。特に、エンドユーザーに対する電力供給者として、従来エネルギーの代替を提供している。F陳述書4。彼らは、2018年頃、新たに自由化された日本市場への参入を決めた。同5。そのため、彼らは、デラウェア州の有限責任会社であるD(「D」)を設立し、今度は、この会社が彼らの日本の事業会社であるEを所有した。同6。
25. Yは、A家の顧問及び提案されたベンチャーの仲買人として活動した。同9。その関連で、Xは、Yの銀行の要求により、保証として、担保金を計上した。同9-10。様々な理由から、Xは、日本市場から撤退し、日本の事業会社をYに売却することを決定した。同7-8, 12。
26. Xをビジネス面で助言していたニューヨークの投資銀行家であるFは、Yの取締役であるC(「ニックネーム」)との間で売買交渉を行なった。同13-14。Xは、「C氏が優れた英語を話した」と主張している。同14。Yは、同主張を反駁する証拠を提出していない。Xにより証拠として提出されたEメールのやり取りは、XとC氏の間の通信を示している。C-11乃至C-25。
27. C氏は、Eの運営期間中、Yの主要な連絡窓口として活動した。F陳述書14、A陳述書4-5。C氏は、Yの取締役に自認していた。F陳述書15。Yの内部文書によると、少なくとも2021年7月25日まで、C氏はYの取締役にあった。C-36。Eメールのやり取りを見ると、C氏は、Yの最高経営責任者であるB氏と取引について連絡を取り合っており、又は、連絡を取ると述べている。F陳述書15、C-13乃至

- C-17、C-20 乃至 C-27。B氏は、Yの最高経営責任者として、「会社運営の全体を担当」していた。R-2。
28. 同時に、Locke Lord LLP のニューヨークオフィスのシニア・コーポレート・パートナーであるG氏は、当該取引においてYを代理していたジョージア州アトランタの法律事務所のパートナーであるIさんと取引条件及び契約文言を交渉した。G陳述書 7-8、C-18、F陳述書 16-18。Xの証人は、Yの関係者は誰もIさんの代理権限を否定しなかった、と証言した。G陳述書 19、A陳述書 6。Yは、譲渡契約のための特別目的買収手段として、デラウェア州会社であるZを設立した。F陳述書 23-24、G陳述書 7、C-41によれば、2019年9月27日、Iさんが、Zを設立した。
29. 譲渡契約を通じて、Zは、Dを104万8000ドルの対価によって取得した。C-1。また、Zは、日本の銀行に預けていたXの164万6690.02ドルの担保金（「担保金」）を2021年4月30日までに返還する合意をした。C-1の2.2(c)条。譲渡契約を通じて、Yは、その債務を保証した。C-1の6.7条。譲渡契約5.1条および5.2条は、Yが本件文書を完成させ、それらに基づく義務を履行する会社権能力を有すること、及び、本件文書が、Yに対して強制執行可能な、Yの「有効かつ拘束力のある義務」を含むことを表明・保証している。
30. Yは、譲渡契約を締結していないと主張しているので、クロージング（契約締結の完了）にまつわる事象は重要である。証拠によると、Aは、Iさんを通じて、Zに対し、契約書及び必要な売却証書（Dの彼らの全部持分及び、派生的に、Eの所有権の譲渡）を完成させ、交付した。C-1乃至C-5。2019年11月8日、Iさんは、G氏に対し、「買主[Z]とYは、譲渡契約に定められているとおり、Dが支払うべき手形残高（11月12日（火）の104万8000ドルの送金後）がクロージング直前に帳消しにされたことの売主及びXによる確認を条件として、クロージング書類に署名しています」と知らせた。C-10。また、2019年11月8日、Iさんは、Xの弁護士であるLocke Lordに対し、「預託される譲渡契約と譲渡証書の買主署名頁です」と述べて、譲渡契約の完成された署名頁を送信した。C-9。Iさんは、YのC氏に対し、そのEメールをコピーした。C-9。
31. 2019年11月8日付Eメールにより、C氏は、Iさんに対し、取引は完了せず、「私たちは、最終文書を見なければ送金できません」と述べている。C-22。
32. 2019年11月12日、C氏は、最終書類に目を通したらしく、WeChatで「すべて大丈夫です」と送信し、Iさんに対し、100万ドルを僅かに超える最初の支払いを許可した。C-12。
33. 2019年11月12日、Yが、Iさんの法律事務所の預託口座を通して、ニューヨークの銀行に対し、初回支払いを電信送金した後、取引は終結した。C-26。F陳述書 29。支払いの大部分は、Yからのものであった。G陳述書 11。C-7。前述のとおり、B氏は、取引に関するEメールの多くをコピーされていた。C-14乃至C-15、C-21乃至C-22。また、F氏は、「ありがとう、そして、おめでとう」というEメールを、特に、B氏に対して送信した。C-27、F陳述書 29。
34. クロージングの後、C氏は、取引完了を記念したYのロゴの入った広告のデザインを承認した。C-28、F陳述書 33。加えて、Xの日本における代表者であるJは、Eの関係者に対し、Yを新所有者として紹介するための会議を設けた。B氏はそのEメールをコピーされており、その中で、C氏は、B氏がその会議に出席予定であると通知した。C-23。F陳述書 31。
35. Xの証人は、Yが、当時も、仲裁に至るまでも、Yに関し、譲渡契約の効力に何らかの法的障害があるとの立場をとらなかった、と証言している。F陳述書 30、34、G陳述書 12、16、A陳述書 5。
36. 2021年3月24日、Xは、Locke Lordの別のパートナーであるHを通じて、Iさんに対し、Xの資金を返還する義務が迫っているというEメールによるリマインダー（注意喚起）を送信した。C-40。2022年5月4日付Hの陳述書（「H陳述書」）2。これは、支払期日が到来する1か月余り前（すなわち、2021年4月30日）であった。C-1の2.2(c)条。
37. 支払期日の9日前である4月21日、C氏は、A氏に対し、直接連絡し、「支払いに関して」話し合いを求めた。C-39、A陳述書 8。H氏は、Iさんに対し、代わりに彼と連絡をとるよう依頼した。C-40、H陳述書 3、A陳述書 8。2021年4月23日、Iさんは、H氏に対し、C氏が以前彼女に対して送信したと見られるExcel表計算を転送した。C-40。それは、「領収書およびYによってなされた支出の証拠」並びに「Yが補償した費用」などの、2.2条の支払義務対

する相殺の主張を含んでいた。同上。

38. その後、Yは、新型コロナウイルスの世界的流行及び日本の祝日を含む様々な緊急事態のため、支払うべき金額を支払うことができないと主張した。Yは、近日中に支払うと約束した。C-11。支払いが行われなかった後、Xは、本仲裁を開始した。F陳述書 35-36。

V. 分析的検討

a. 当事者の立場の概要

39. 本仲裁におけるXの立場は、譲渡契約はYによって正式に締結された、及び、YはZの担保金返還義務を保証した、というものである。Xは、Yによる担保金返還の不履行は、譲渡契約違反であると主張している。X審理前覚書 11-17。
40. Yの立場は、Yは譲渡契約を締結しておらず、C氏による署名は偽造であり、従って、仲裁廷の管轄権に服さない、というものである。Y答弁書。
41. 後述のとおり、仲裁廷は、法律及び証拠がXの立場を支持している、と認定する。

b. 仲裁廷の管轄権

42. 仲裁廷は、仲裁廷が管轄権を有すると結論づけている。
43. 最初の問題として、仲裁廷は、仲裁合意の広範な文言に基づき、本紛争の管轄権を決定する管轄権を有すると認める。譲渡契約 11.22 条は、「両当事者は、本契約書、その成立、解釈若しくは不履行から生じる、又は、関連するいかなる論争若しくは請求も、...ICDR 規則に従って管理及び開催される仲裁によって解決されることに合意する。」と定めている。さらに、譲渡契約はICDR 規則を組み入れており、同規則 21 条は、仲裁廷に対し、自己の管轄を決定する権限を付与している。21 条は、関連部分において、次のように定めている。
- (1) 仲裁廷は、仲裁可能性、仲裁合意の存在、範囲若しくは有効性に関する、又は、当該仲裁でなされた全ての請求、反訴及び相殺が単一の仲裁で決定され得るか否かに関する異議を含む、自己の管轄権を、初めに裁判所に付託する必要なく、裁定する権限を有する。
- (2) 仲裁廷は、仲裁条項がその一部を構成する契約の存在又は有効性を決定する権限を有する。か

かる仲裁条項は、契約の他の条項とは独立した合意として扱われる。仲裁廷による契約無効の決定は、その理由のみでは、仲裁条項を無効にしない。

これは、さらに、両当事者が仲裁可能性の問題を仲裁することに合意したという明確かつ紛れもない意思を構成する。

44. さらに、自己の管轄権を決定する管轄権を行使するに際し、仲裁廷は、後述のとおり、譲渡契約がYによって有効に締結されたと結論づける。したがって、11.2 条は、Yに関して執行可能な仲裁合意を構成する。

c. 譲渡契約の有効性及び執行可能性

45. 仲裁廷は、Yが譲渡契約書を締結したことを示す証拠があると認定する。譲渡契約書の表面には、Y宛の指定場所に署名がある。C-1。この署名は、Yの弁護士 兼 授權代理人であるIさんによって、「譲渡契約と譲渡証書の買主署名頁」であると説明されている。C-9。Iさんは、同じ繋がり of Eメールの中で、「買主とYは、譲渡契約に定められているとおり、Dが支払うべき手形残高（11月12日（火）の104万8000ドルの送金後）がクロージング直前に帳消しにされたことの売主及びXによる確認を条件として、クロージング書類に署名しています」と述べている。C-10。
46. Yは、答弁書において、署名が「偽造」である、と主張しているが、証拠を何ら提供していない。署名がC氏のものであるか、又は、B氏のものであるかは、不明である。いずれにせよ、署名者の正確な身元は契約の拘束力を変えるものでない。ニューヨーク法の下では、会社役員は契約書に署名する権限を有するとみなされる。署名者がB氏であれば、証拠によると、彼は会社の最高経営責任者であるから、譲渡契約はYを拘束する。*Goldston v Bandwith Technology Corp.*, 52 A.D. 3d 360, 363 (1st Dept. 2008)。署名者がC氏であれば、当時、彼は会社の取締役であるから、譲渡契約はYを拘束する。C-36。
47. 少なくとも、本件事実は、C氏がYを拘束する表見上の権限を有していたことを確認している。譲渡契約 11.7 条に従い、また、必要な限度において、ニューヨーク抵触法に基づき、この問題にはニューヨーク法が適用される。ある者が権限を有すると自称し

て、契約交渉を行い、Yが権限の根拠事実を疑う理由がない場合、ニューヨーク法によると、表見上の権限が存在する。*Merrel-Benco Agency LLC vs HSBC Bank USA*, 20 A.D. 3d 605, 608 (3rd Dept. 2005)、*Standard Builders Suppliers v. Gush*, 206 A.D. 2d 720, 721 (3rd Depts. 1994)。本件は、これに該当する。

48. C氏は、Xとの間で、譲渡契約を広範に交渉した。Yの弁護士であるIさんもこの交渉に参加した。B氏は、契約締結に至るまで、本件取引を説明する少なくとも13通のEメールをコピーされた。C-13乃至C-17、及び、C-20乃至C-27。C氏は、「私たち」(おそらく、B氏及びC氏)が最終的な取引書類を確認するまで取引は完結しない、と述べている。C-22。この発言に続いて、C氏は取引の完了を承認し、従って、書類の確認及び承認が行われたことを示唆している。C-12。IさんがZのために支払いを行なったのは、この後である。再び、B氏は、支払いおよび取引の完了に関するEメールをコピーされている。C-27。
49. C氏及びIさんの発言を信頼し、Xは、Yが持分を取得する米国法人としてデラウェア州法に準拠して設立したZに対し、Dの全持分を譲渡した。C-5。
50. また、以下の譲渡契約の条文は、表見上の権限に関連している。
 - a. 5.1条は「買主、親会社及びYのそれぞれは、本契約書を完成・交付し、……本契約に基づく義務を履行する全ての必要な会社・有限責任会社の権利能力及び権限を有している」と定めている。
 - b. 5.2(a)条は、「クロージング(契約締結の完了)」に関し、買主、親会社又はYがその当事者である本件取引書類の完成、交付及び履行は、法人から、正式かつ有効に授權され、」
 - c. 5.2(b)条は、「本契約は、買主、親会社又はYによって正式に完成・交付され、各条項に従って買主、親会社又はYに対して執行可能な、買主、親会社又はYの有効かつ拘束力のある義務を構成しており、または、クロージング時点において構成する」

Xは、譲渡契約を交渉・署名した者がYを代表して行動するべく正式な授權を受けていたと信じ、これ

らの表明・保証を合理的に信頼する権利がある。

51. また、Yの契約締結後の行動も、譲渡契約がYによって正式に承認されたことを裏付けている。契約締結後の18か月間(すなわち、2019年11月から2021年4月まで)、Yは、購入した事業を運営した。18か月の全期間において、Yが取消又は否認を試みたという指摘は、当事者からなされていない。
52. 2021年3月24日、H氏は、Iさんに対し、譲渡契約2.2(c)条に従い、2021年4月30日に期限が到来する164万6690.02ドルのZ及びYの支払義務を注意喚起するEメールを送信した。C-42。繰り返すと、この時点でも、Yの誰も譲渡契約を否認しなかった。その代わり、Yは、支払いのための時間的猶予を求めた。C-11。
53. これらの証拠はすべて、Yが譲渡契約を承認・同意し、その当事者であったというXの立場を裏付けている。

d. Yの譲渡契約違反

54. Yが譲渡契約の当事者であると結論づけた結果、残る唯一の問題は、同社が譲渡契約の義務に違反したか否かである。これは容易に確認された。
55. 2.2(c)条は、次のように定めている。「2021年4月30日、買主[すなわち、Z]は、米貨で164万6690.02ドル支払うものとし、親会社及びYは、買主がXに対して支払う十分な資金があることを保証する。」本規定は、Xに対する担保金の払い戻しを促進する明確な義務を課していた。Yは、ZがXに担保金を支払う十分な資金を有するよう確実にし損なったことにより、この規定に違反した。
56. さらに、Yは、Zによる譲渡契約の履行を保証した。譲渡契約6.7条は、Yが、「取消不能、絶対、完全及び無条件に、売主[及び]Xに対し、買主及び譲渡契約に基づく獲得会社の支払義務を含む、履行期が到来した全ての義務の速やかかつ完全な履行・支払いを保証する。売主、X及び売主の代表者は、他の保証若しくは担保に頼り、又は、使い尽くす必要なく、いつでも、保証を強制執行することができる。これは、支払期日における支払を保証するものであり、単に回収を保証するものではない」と定めている。
57. Yは、Zが債務不履行に陥った際、Zの債務を履行せず、本保証に違反した。

VI. 裁定

(公開日：2025 年 5 月 19 日 最終更新日：同日)

58. 上記の理由により、仲裁廷は、相手方である Y 及び Z が、連帯して、申立人である X に対して責任を負うと認定し、X に対し、次の金額を付与する。
- a. 164 万 6690.02 ドル及び 2019 年 11 月 8 日から終局判断の日まで 12 パーセントの利息¹⁴⁹⁾、並びに
 - b. X の費用及び実費、並びに
 - c. 仲裁費用、ICDR 手数料及び仲裁人報酬、並びに
 - d. 合理的な弁護士報酬及び費用、並びに
 - e. 回収及び強制執行の合理的費用。
59. 本一部判断の日から 14 日以内に、X は、本一部判断の日まで求める利息金額、及び、終局判断までの利息計算のための日率を、パラグラフ 58(b)-(d) に定められた全ての費用、実費及び報酬の書証とともに提出するものとする。
60. Y は、その後、7 日以内に、X の提出文書に返答するものとする。
61. 仲裁廷は、その後、本仲裁に提出された全ての請求の完全な解決に向けて、終局判断を下す。仲裁廷は、終局判断において、前述の金額を算定する権限を留保する。
62. 本一部終局判断は、何通でも作成することができ、それぞれを原本とみなし、その全部を合わせて同一文書とする。

よって、当職らは、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約に関する 1958 年のニューヨーク条約 1 条に鑑み、本一部終局判断がアメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク郡において下されたことを証する。

日付：2022 年 9 月 22 日

議長 Hagit Muriel Elul

仲裁人 Laurie Foster

仲裁人 Harold Aspis

¹⁴⁹⁾ [原注 1] 利息は「支払いが適時に行われない場合、履行日から年 12% の利率の利息を、全ての訴訟費用、仲裁人報酬、ICDR 報酬、債権回収費用、強制執行費用及び弁護士報酬とともに、X に支払うものとする」と定める譲渡契約 2.2(c) 条の規定に従って、この金額が支払われる。